

平成28年3月2日招集

平成28年 第2回

佐渡市議会定例会議案

佐 渡 市

目 次

議案第5号	佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
議案第6号	佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第7号	佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第8号	佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第9号	佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	33
議案第10号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	35
議案第11号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	41
議案第12号	佐渡市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について	51
議案第13号	佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	54
議案第14号	佐渡市子どもの医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	56
議案第15号	佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	58

議案第16号	佐渡市へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について	60
議案第17号	佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	62
議案第18号	佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	85
議案第19号	佐渡市窪田キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について	88
議案第20号	佐渡市水道事業の設置等に関する条例及び佐渡市特別会計条例の一部を改正する等の条例の制定について	92
議案第21号	佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	97
議案第22号	佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	99
議案第23号	佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	101
議案第24号	公有水面埋立てに係る意見について(多田地内)	132
議案第25号	財産の無償譲渡について(旧患者輸送車車庫及び旧高千防災倉庫)	133
議案第26号	財産の無償譲渡について(有限会社クリエイトはもち株式)	134
議案第27号	財産の無償譲渡について(八幡集落センター敷地)	135

議案第28号	市道路線の変更について	136
議案第29号	佐渡市辺地総合整備計画（平成28年度～平成30年度）の策定について	138
議案第30号	佐渡市過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の策定について	139
議案第31号	平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について	140
議案第32号	平成27年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	140
議案第33号	平成27年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	140
議案第34号	平成27年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）について	140
議案第35号	平成27年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について	140
議案第36号	平成27年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）について	140
議案第37号	平成27年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）について	140
議案第38号	平成27年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第3号）について	140
議案第39号	平成27年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）について	140
議案第40号	平成27年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）について	140

議案第41号	平成27年度佐渡市真野財産区特別会計補正予算 (第1号)について	140
議案第42号	平成27年度佐渡市病院事業会計補正予算(第2 号)について	140
議案第43号	平成27年度佐渡市水道事業会計補正予算(第2 号)について	140
議案第44号	平成28年度佐渡市一般会計予算について	140
議案第45号	平成28年度佐渡市国民健康保険特別会計予算に ついて	140
議案第46号	平成28年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算 について	141
議案第47号	平成28年度佐渡市介護保険特別会計予算につい て	141
議案第48号	平成28年度佐渡市下水道特別会計予算について	141
議案第49号	平成28年度佐渡市歌代の里特別会計予算につい て	141
議案第50号	平成28年度佐渡市すこやか両津特別会計予算に ついて	141
議案第51号	平成28年度佐渡市五十里財産区特別会計予算に ついて	141
議案第52号	平成28年度佐渡市二宮財産区特別会計予算につ いて	141
議案第53号	平成28年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算に ついて	141

議案第54号	平成28年度佐渡市真野財産区特別会計予算について	141
議案第55号	平成28年度佐渡市病院事業会計予算について	141
議案第56号	平成28年度佐渡市水道事業会計予算について	141
議案第57号	人権擁護委員候補者の推薦について	最終日上程
議案第58号	人権擁護委員候補者の推薦について	最終日上程
議案第59号	佐渡市中小企業・小規模企業振興条例の制定について	142
議案第60号	羽茂支所耐震補強・大規模改修（建築）工事請負契約の締結について	147
議案第61号	佐渡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について	148

議案第 6 号

佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月2日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例（平成16年佐渡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

第2条 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「74万7,700円」を「75万円」に、「58万3,200円」を「58万5,000円」に改める。

第4条ただし書中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の162.5」を「100分の160」に改める。

附 則

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の規定は、平成27年12月1日から適用する。

議案第7号

佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月2日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

第1条 佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成16年佐渡市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「52万8,400円」を「53万円」に改める。

第4条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条及び附則第3項の規定は平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(佐渡市教育長の給与に関する条例の一部改正)

3 佐渡市教育長の給与に関する条例(平成27年佐渡市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中「52万8,400円」を「53万円」に改める。

第4条中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

議案第 8 号

佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年 3 月 2 日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 佐渡市職員の給与に関する条例（平成16年佐渡市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第1号中「41万2,200円」を「41万3,300円」に改める。

第16条の8第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の75」の次に「、12月に支給する場合においては100分の85」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の35」の次に「、12月に支給する場合においては100分の40」を加える。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000
13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	

14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000
15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100
16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100
17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000
18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000
19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800
20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700
21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700
22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600
23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600
24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500
25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800

44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000

74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100	
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600	
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800	
94		293,600	341,400			
95		294,000	341,900			
96		294,400	342,300			
97		294,600	342,400			
98		294,900	342,900			
99		295,300	343,300			
100		295,700	343,600			
101		295,900	343,900			
102		296,200	344,300			
103		296,600	344,700			

104			296,900	345,100			
105			297,100	345,600			
106			297,400	346,000			
107			297,800	346,400			
108			298,100	346,800			
109			298,300	347,300			
110			298,700	347,700			
111			299,100	348,000			
112			299,400	348,300			
113			299,500	348,800			
114			299,800				
115			300,100				
116			300,500				
117			300,700				
118			300,900				
119			301,200				
120			301,500				
121			301,900				
122			302,100				
123			302,400				
124			302,700				
125			303,000				
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

ただし、第20条に規定する職員を除く。

別表第2 公安職給料表（第3条関係）

職員の区	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
------	------	----	----	----	----	----	----

分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任		円	円	円	円	円	円
用職	1	163,200	178,800	205,400	245,300	289,400	316,300
員以	2	164,900	180,600	207,400	247,100	291,600	318,500
外の	3	166,700	182,400	209,400	248,900	293,700	320,800
職員	4	168,400	184,200	211,400	250,700	296,000	323,000
	5	169,900	186,100	213,400	252,400	297,900	325,300
	6	171,800	188,400	215,400	254,200	300,100	327,500
	7	173,600	190,700	217,400	255,800	302,300	329,800
	8	175,500	193,000	219,300	257,500	304,500	332,100
	9	177,200	195,200	221,400	258,900	306,500	334,000
	10	178,900	197,800	223,200	260,500	308,700	336,300
	11	180,600	200,300	225,000	261,800	311,000	338,500
	12	182,300	202,800	226,800	263,200	313,200	340,800
	13	184,200	205,200	228,700	264,800	315,300	342,900
	14	186,300	207,000	230,600	266,200	317,600	345,000
	15	188,400	208,800	232,500	267,300	319,800	347,200
	16	190,500	210,600	234,400	268,600	322,100	349,300
	17	192,700	212,500	236,000	269,700	324,000	351,500
	18	195,100	214,400	237,800	271,100	326,300	353,500
	19	197,500	216,300	239,600	272,500	328,400	355,600
	20	199,900	218,100	241,400	274,000	330,700	357,700
	21	202,400	219,800	243,000	275,300	332,800	359,800
	22	204,200	221,600	244,400	276,700	334,800	361,800
	23	206,000	223,400	245,600	278,200	336,900	363,800
	24	207,800	225,200	246,900	279,700	338,900	365,900
	25	209,700	226,900	248,200	280,900	340,900	367,800
	26	211,500	228,600	249,500	282,900	343,000	369,800
	27	213,300	230,300	250,800	284,900	345,000	371,800
	28	215,000	232,000	252,000	286,900	347,000	373,800

29	216,900	233,400	253,200	288,900	349,200	375,700
30	218,700	235,200	254,300	290,900	351,300	377,800
31	220,500	237,000	255,600	292,800	353,300	379,900
32	222,300	238,800	256,700	294,700	355,400	381,900
33	224,000	240,200	257,600	296,500	357,100	383,800
34	225,700	241,700	258,800	298,300	359,100	385,900
35	227,400	243,000	259,900	300,200	361,000	388,000
36	229,100	244,400	261,100	302,100	363,100	389,900
37	230,500	245,700	262,100	303,900	365,000	391,600
38	232,300	247,000	263,300	305,800	367,100	393,100
39	234,100	248,200	264,400	307,700	369,100	394,400
40	235,900	249,400	265,400	309,500	371,100	395,800
41	237,300	250,600	266,600	311,400	373,100	397,000
42	238,700	251,800	268,100	313,200	375,200	398,100
43	240,000	252,900	269,400	315,100	377,300	399,100
44	241,200	254,000	270,600	317,000	379,300	400,100
45	242,500	255,100	271,800	318,800	381,000	401,300
46	243,600	256,200	273,300	320,700	382,700	402,500
47	244,600	257,300	274,900	322,600	384,300	403,600
48	245,500	258,500	276,500	324,400	386,000	404,800
49	246,400	259,500	278,300	326,000	387,400	406,100
50	247,500	260,700	280,000	327,600	388,400	406,900
51	248,700	261,800	281,700	329,200	389,400	407,700
52	249,800	262,900	283,300	330,900	390,400	408,400
53	250,800	264,100	284,800	332,600	391,700	408,900
54	252,000	265,200	286,600	334,300	392,800	409,600
55	253,000	266,600	288,300	336,100	393,900	410,300
56	254,200	267,800	290,100	337,900	395,100	410,900
57	255,300	268,900	291,700	339,100	396,400	411,600
58	256,300	270,500	293,400	340,800	397,200	412,000

59	257,100	272,000	295,200	342,400	398,000	412,600
60	258,100	273,600	297,000	344,000	398,700	413,200
61	259,200	275,200	298,500	345,600	399,200	413,600
62	260,300	276,800	300,300	347,300	399,900	414,200
63	261,400	278,400	302,100	349,000	400,600	414,700
64	262,400	280,000	303,800	350,700	401,300	415,200
65	263,500	281,500	305,300	352,300	401,600	415,700
66	264,700	282,900	307,000	353,900	402,300	416,300
67	266,000	284,400	308,600	355,500	403,000	416,700
68	267,300	285,900	310,300	357,100	403,600	417,200
69	268,500	287,500	311,900	358,300	404,000	417,600
70	269,900	289,000	313,300	359,700	404,500	417,900
71	271,300	290,600	314,800	361,000	405,100	418,200
72	272,700	292,200	316,300	362,400	405,600	418,500
73	274,000	293,500	317,300	363,600	406,100	418,800
74	275,400	294,900	318,900	364,800	406,500	419,100
75	276,800	296,400	320,400	366,100	407,000	419,400
76	278,100	297,900	322,100	367,400	407,500	419,700
77	279,300	299,000	323,900	368,700	408,000	419,900
78	280,500	300,500	325,600	369,900	408,500	420,200
79	281,700	301,900	327,200	371,100	409,100	420,500
80	282,800	303,400	328,800	372,300	409,600	420,800
81	284,100	304,900	330,500	373,500	410,000	421,000
82	285,300	306,300	332,200	374,700	410,600	421,300
83	286,600	307,600	333,800	375,800	411,100	421,600
84	287,900	309,000	335,500	377,000	411,300	421,800
85	289,100	310,200	336,900	378,100	411,600	422,000
86	290,300	311,700	338,400	378,700	412,100	422,300
87	291,500	313,000	339,900	379,200	412,400	422,600
88	292,700	314,500	341,400	379,800	412,700	422,800

89	293,800	316,000	342,700	380,400	413,000	423,000
90	295,000	317,500	343,900	381,000	413,400	423,300
91	296,100	318,900	345,200	381,600	413,800	423,600
92	297,300	320,400	346,500	382,200	414,200	423,800
93	298,100	321,700	347,900	382,500	414,500	424,000
94	299,400	323,000	349,400	383,000		
95	300,500	324,400	350,900	383,600		
96	301,800	325,700	352,400	384,100		
97	302,900	326,900	353,700	384,500		
98	304,100	328,200	354,900	384,900		
99	305,300	329,500	356,000	385,500		
100	306,500	330,800	357,200	386,000		
101	307,700	332,200	358,300	386,400		
102	308,700	333,100	359,400	386,900		
103	309,800	334,200	360,500	387,500		
104	310,800	335,400	361,700	388,000		
105	311,600	336,500	362,900	388,300		
106	312,200	337,600	363,400	388,700		
107	312,800	338,600	364,000	389,200		
108	313,500	339,700	364,600	389,500		
109	314,000	340,900	365,200	389,800		
110	314,500	341,900	365,700	390,300		
111	315,000	342,900	366,200	390,800		
112	315,600	343,800	366,700	391,300		
113	316,400	344,700	367,100	391,600		
114	317,100	345,600	367,500	392,100		
115	317,800	346,600	368,100	392,600		
116	318,500	347,600	368,600	393,100		
117	319,100	348,600	369,000	393,400		
118	319,900	349,100	369,500	393,900		

	119	320,600	349,700	370,100	394,400		
	120	321,400	350,300	370,600	394,900		
	121	322,000	350,600	370,700	395,300		
	122	322,300	351,000	371,300	395,800		
	123	322,800	351,500	371,800	396,200		
	124	323,300	351,900	372,200	396,700		
	125	323,600	352,300	372,700	397,100		
	126		352,700	373,200			
	127		353,200	373,700			
	128		353,600	374,200			
	129		354,000	374,500			
	130		354,400	375,000			
	131		354,800	375,500			
	132		355,200	376,000			
	133		355,400	376,300			
	134		355,900	376,800			
	135		356,300	377,200			
	136		356,600	377,600			
	137		356,900	377,900			
	138		357,300	378,400			
	139		357,800	378,900			
	140		358,300	379,400			
	141		358,600	379,700			
	142		359,100				
	143		359,600				
	144		360,100				
	145		360,400				
再任 用職 員		240,300	252,000	256,100	287,400	303,900	318,000

備考 この表は、消防吏員に適用する。

別表第3 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100
	2	245,800	331,600	397,200	472,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600
	4	250,800	337,600	403,000	476,900
	5	253,100	340,300	405,700	479,200
	6	256,900	343,600	408,400	481,400
	7	260,700	346,800	411,200	483,600
	8	264,500	349,900	414,000	485,800
	9	268,100	352,900	416,600	487,800
	10	272,100	355,900	419,300	489,900
	11	276,100	359,000	422,000	492,000
	12	280,100	362,200	424,700	494,100
	13	283,900	365,300	427,200	496,200
	14	287,900	368,900	429,700	498,300
	15	291,800	372,300	432,100	500,400
	16	295,700	376,000	434,600	502,500
	17	299,500	379,600	436,800	504,600
	18	303,100	382,300	439,200	506,600
	19	306,600	385,100	441,600	508,600
	20	310,200	387,900	444,000	510,600
	21	313,800	390,800	446,000	512,400
	22	317,500	393,400	448,400	514,200
23	321,000	396,000	450,800	516,100	

24	324,700	398,600	453,100	518,000
25	328,200	400,900	455,300	519,700
26	331,000	403,200	457,600	521,500
27	333,700	405,500	459,800	523,300
28	336,300	407,800	462,100	525,100
29	339,100	410,200	464,300	527,000
30	341,400	412,300	466,600	528,800
31	343,600	414,300	468,900	530,600
32	346,000	416,400	471,100	532,400
33	348,400	418,500	473,100	534,000
34	350,800	420,500	475,200	535,800
35	353,100	422,500	477,300	537,500
36	355,600	424,500	479,400	539,300
37	358,000	426,600	481,500	540,900
38	360,400	428,600	483,300	542,500
39	362,800	430,600	485,100	543,900
40	365,200	432,600	486,900	545,500
41	367,500	434,600	488,600	547,000
42	368,900	436,400	490,400	548,400
43	370,400	438,100	492,200	549,800
44	371,900	439,900	494,000	551,100
45	373,400	441,800	495,600	552,300
46	374,800	443,600	497,300	553,300
47	376,300	445,400	499,100	554,300
48	377,800	447,100	500,900	555,300
49	379,100	448,900	502,500	556,300
50	380,100	450,600	503,800	557,200
51	381,100	452,400	505,100	558,100
52	382,100	454,200	506,400	559,000
53	383,100	456,100	507,700	559,800

54	384,000	457,300	509,000	560,700
55	384,900	458,500	510,300	561,600
56	385,800	459,700	511,600	562,500
57	386,800	460,900	512,600	563,400
58	387,700	461,900	513,400	564,300
59	388,500	462,900	514,200	565,200
60	389,300	463,900	515,000	565,900
61	390,100	464,700	515,900	566,800
62	390,600	465,400	516,700	567,700
63	391,000	466,100	517,600	568,600
64	391,500	466,800	518,400	569,500
65	391,800	467,500	519,300	570,400
66		468,200	520,200	
67		468,900	520,900	
68		469,600	521,800	
69		470,100	522,700	
70		470,800	523,500	
71		471,500	524,400	
72		472,200	525,300	
73		472,600	526,100	
74		473,200	527,000	
75		473,900	527,900	
76		474,600	528,600	
77		475,000	529,400	
78		475,600	530,300	
79		476,200	531,200	
80		476,700	532,100	
81		477,300	532,900	
82		477,800	533,800	
83		478,300	534,700	

	84		478,800	535,600	
	85		479,200	536,400	
	86		479,800	537,300	
	87		480,200	538,200	
	88		480,700	539,100	
	89		481,200	539,900	
	90		481,800		
	91		482,400		
	92		482,800		
	93		483,300		
	94		483,900		
	95		484,500		
	96		485,100		
	97		485,600		
再任用 職員		295,000	337,400	391,800	464,800

備考 この表は、介護老人保健施設等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600

8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800
9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800
10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900
11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100
12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200
13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900
14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900
15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800
16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800
17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700
18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700
19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700
20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700
21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500
22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500
23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600
24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700
25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100
26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900
27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700
28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400
29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200
30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700
31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300
32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000
33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300
34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600
35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900
36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100
37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200

38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400
39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500
40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600
41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400
42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200
43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000
44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800
45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200
46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800
47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300
48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700
49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100
50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400
51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700
52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000
53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300
54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600
55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900
56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200
57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800	402,500
58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800
59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100
60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500
61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600	403,700
62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000
63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300
64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600
65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800
66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700	
67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400	

68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000
69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400
70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900
71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400
72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900
73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500
74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000
75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600
76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200
77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700
78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200
79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700
80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200
81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500
82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000
83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400
84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800
85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200
86		288,300	324,200	345,100	
87		288,500	324,400	345,400	
88		288,700	324,800	345,700	
89		289,100	325,200	346,100	
90		289,300	325,600	346,400	
91		289,500	326,000	346,800	
92		289,700	326,400	347,100	
93		290,100	326,700	347,500	
94		290,300	326,900	347,800	
95		290,500	327,300	348,100	
96		290,800	327,600	348,400	
97		291,200	327,800	348,700	

	98		291,500	328,100	349,100		
	99		291,700	328,400	349,500		
	100		292,000	328,700	349,900		
	101		292,300	328,900	350,400		
	102		292,500	329,200	350,800		
	103		292,700	329,600	351,200		
	104		293,000	329,800	351,600		
	105		293,300	329,900	352,100		
	106			330,200			
	107			330,600			
	108			330,800			
	109			331,000			
	110			331,400			
	111			331,800			
	112			332,200			
	113			332,400			
再任用職員		187,500	214,100	242,300	255,700	280,900	321,600

備考 この表は、介護老人保健施設等に勤務する薬剤師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200
	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300
	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600

5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800
6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900
7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100
8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200
9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900
10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900
11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800
12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800
13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800
14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900
15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000
16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000
17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000
18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000
19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100
20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200
21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	368,900
22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	371,000
23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	373,100
24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	375,100
25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	377,100
26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	378,700
27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	380,600
28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800	382,500
29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200	384,300
30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700	386,000
31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900
32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	389,700
33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	391,400
34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	393,100

35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	394,900
36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	396,600
37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	398,200
38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	399,900
39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	401,700
40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200	403,500
41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400	405,000
42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900	406,500
43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400	408,000
44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800	409,300
45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400	410,400
46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400	411,500
47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900	412,600
48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200	413,800
49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600	415,100
50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000	416,200
51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300	417,400
52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700	418,500
53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200	419,700
54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400	420,700
55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500	421,800
56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700	422,900
57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800	424,000
58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700	424,500
59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700	425,100
60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700	425,500
61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300	426,100
62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100	426,600
63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900	427,000
64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700	427,500

65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400	428,100
66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100	428,500
67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900	428,800
68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600	429,100
69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200	429,500
70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800	
71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500	
72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100	
73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800	
74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300	
75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900	
76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400	
77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800	
78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400	
79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900	
80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200	
81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500	
82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000	
83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400	
84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700	
85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000	
86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500	
87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000	
88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400	
89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700	
90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100	
91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600	
92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000	
93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400	
94	280,400	313,800	347,200	365,200		

95	281,300	314,500	347,900	365,600
96	282,300	315,100	348,500	365,900
97	283,200	315,800	348,900	366,500
98	284,000	316,100	349,300	367,000
99	284,600	316,700	349,800	367,500
100	285,500	317,400	350,200	368,000
101	286,300	317,800	350,700	368,600
102	287,100	318,400	351,100	369,100
103	287,900	319,000	351,600	369,600
104	288,700	319,600	352,000	370,000
105	289,400	320,000	352,300	370,600
106	289,900	320,500	352,800	371,100
107	290,400	321,000	353,200	371,600
108	290,900	321,500	353,500	372,100
109	291,100	321,900	354,000	372,700
110	291,400	322,300	354,500	373,100
111	291,600	322,600	355,000	373,600
112	292,000	322,900	355,500	374,100
113	292,300	323,300	356,000	374,700
114	292,500	323,700	356,500	
115	292,900	324,100	357,000	
116	293,200	324,400	357,400	
117	293,500	324,600	357,800	
118	293,800	324,900	358,200	
119	294,100	325,300	358,700	
120	294,500	325,500	359,200	
121	294,800	325,700	359,600	
122	295,200	326,000	360,100	
123	295,500	326,300	360,600	
124	295,900	326,600	361,100	

125	296,100	326,800	361,400			
126	296,300	327,100				
127	296,600	327,500				
128	297,000	327,700				
129	297,200	327,800				
130	297,500	328,100				
131	297,900	328,500				
132	298,300	328,700				
133	298,500	329,000				
134	298,800	329,400				
135	299,200	329,800				
136	299,500	330,200				
137	299,700	330,500				
138	300,000	330,900				
139	300,400	331,300				
140	300,700	331,700				
141	300,900	332,000				
142	301,300	332,400				
143	301,700	332,700				
144	302,000	333,100				
145	302,100	333,400				
146	302,400	333,800				
147	302,700	334,200				
148	303,100	334,600				
149	303,300	334,900				
150	303,500	335,300				
151	303,800	335,700				
152	304,100	336,100				
153	304,500	336,400				
154	304,700					

	155	304,900					
	156	305,200					
	157	305,500					
	158	305,800					
	159	306,100					
	160	306,400					
	161	306,800					
	162	307,100					
	163	307,400					
	164	307,700					
	165	308,100					
	166	308,400					
	167	308,700					
	168	309,000					
	169	309,400					
再任用職員		233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	325,000

備考 この表は、介護老人保健施設等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の8第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」を「100分の37.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の佐渡市職員の給与に関する条例(以下「改

正後の給与条例」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。
(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の佐渡市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年佐渡市条例第3号。以下この条において「平成27年改正条例」という。)附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後の給与条例の規定による給与(平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第9号

佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月2日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年佐渡市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号及び第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号から第15号までを2号ずつ繰り上げる。

第11条及び第12条を次のように改める。

第11条及び第12条 削除

第15条中「すこやか両津」を「介護老人保健施設すこやか両津（以下「すこやか両津」という。）」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第10号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月2日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年佐渡市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 佐渡市職員の育児休業等に関する条例(平成16年佐渡市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「及びその日」を「、同日」に、「職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日」を「昇給日(職員の昇給を行う日として規則で定める日をいう。以下この項において同じ。)又はその次の昇給日」に改める。

(佐渡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 佐渡市職員の給与に関する条例(平成16年佐渡市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第3条第2項中「その職務の内容は規則で定める」を「その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第4に定める等級別基準職務表に定めるとおりとする」に改める。

第3条の2第1項中「級別職務分類表」を「等級別基準職務表」に改める。

第4条第4項中「同日前」の次に「において規則で定める日以前」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第4条第5項中「同項」を「同項前段」に、「勤務した職員」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員」に改める。

第16条の8第1項中「職員に対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第3条、第3条の2関係）

等級別基準職務表

ア 行政職給料表 等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	主事又は技師の職務
2級	主事又は技師で高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	係長、主任又はセンター次長の職務
4級	1 課長補佐、室長、事務局次長、センター長、支所次長又は教育委員会教育事務所事務局長の職務 2 係長、主任又はセンター次長で困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務
5級	1 会計管理者 2 課長、事務局長又は支所長の職務 3 センター長で困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務
6級	1 総合政策監 2 会計管理者、課長又は事務局長で困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務

イ 公安職給料表 等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	消防士の職務
2級	消防副士長の職務
3級	消防士長の職務

4 級	消防司令又は消防司令補の職務
5 級	1 消防司令長の職務 2 困難な業務を行う消防司令の職務
6 級	1 消防監の職務 2 困難な業務を行う消防司令長の職務

ウ 医療職給料表 等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1 級	医師の職務
2 級	医長又は科長の職務
3 級	1 施設長の職務 2 困難な業務を行う医長又は科長の職務
4 級	特に困難な業務を行う施設長の職務

エ 医療職給料表 等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1 級	栄養士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士又は言語聴覚士の職務
2 級	1 薬剤師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う栄養士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士又は言語聴覚士の職務
3 級	1 給食係長の職務 2 困難な業務を行う薬剤師、栄養士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士又は言語聴覚士の職務
4 級	1 副薬剤長の職務 2 特に困難な業務を行う給食係長、薬剤師、栄養士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士又は言語聴覚士の職務
5 級	1 薬剤長の職務

	2 特に困難な業務を行う副薬剤長の職務
6 級	困難な業務を行う薬剤長の職務

オ 医療職給料表 等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1 級	准看護師の職務
2 級	1 保健師又は看護師の職務 2 困難な業務を行う准看護師の職務
3 級	1 困難な業務を行う保健師又は看護師の職務 2 特に困難な業務を行う准看護師の職務
4 級	1 看護師長又は保健師長の職務 2 特に困難な業務を行う保健師又は看護師の職務 3 極めて困難な業務を行う准看護師の職務
5 級	困難な業務を行う看護師長又は保健師長の職務
6 級	特に困難な業務を行う看護師長又は保健師長の職務

(佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第4条 佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年佐渡市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(佐渡市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第5条 佐渡市職員の旅費に関する条例(平成16年佐渡市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(佐渡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第6条 佐渡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成19年佐渡市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第5号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

職員の退職管理の状況

第3条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

職員の休業に関する状況

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

職員の人事評価の状況

(佐渡市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第7条 佐渡市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成20年佐渡市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「及びその日」を「、同日」に、「職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日」を「昇給日(職員の昇給を行う日として規則で定める日をいう。以下この項において同じ。)又はその次の昇給日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(平成29年1月1日に行われる昇給に関する経過措置)
- 2 平成29年1月1日に行われる昇給については、この条例による改正後の佐渡市職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(平成28年6月に支給する勤勉手当に関する経過措置)
- 3 平成28年6月に支給する勤勉手当については、改正後の給与条例第16条の8の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第11号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月2日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(佐渡市情報公開条例の一部改正)

第 1 条 佐渡市情報公開条例 (平成 16 年佐渡市条例第 12 号) を次のように改める。

第 14 条の次に次の 1 条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第 14 条の 2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

第 15 条を次のように改める。

(審査会への諮問等)

第 15 条 実施機関は、公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに佐渡市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

審査請求が不適法であり、却下するとき。

裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 29 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第 1 項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

審査請求人及び参加人 (行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

公開請求者 (公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者 (当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

4 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申があったときは、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

第16条見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「係る公開決定等」の次に「（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）」を加え、「又は決定」を削る。

（佐渡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第2条 佐渡市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年佐渡市条例第15号）の一部を次のように改める。

第1条中「及び佐渡市個人情報保護条例（平成19年佐渡市条例第1号）に基づく不服申立て」を「、佐渡市個人情報保護条例（平成19年佐渡市条例第1号）及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他法令で定める審査請求」に改める。

第7条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

（佐渡市行政手続条例の一部改正）

第3条 佐渡市行政手続条例（平成16年佐渡市条例第20号）の一部を次のように改める。

第3条第10号中「、異議申立て」及び「、決定」を削る。

第19条第2項第4号中「あったことのある者」を「あった者」に改める。

（佐渡市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第4条 佐渡市固定資産評価審査委員会条例（平成16年佐渡市条例第37号）の一部を次のように改める。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査

法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第14条を第16条とし、第13条を第15条とし、第12条を第14条とする。

第11条中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同条に次の各号を加え、同条を第13条とする。

主文

事案の概要

審査申出人及び市長の主張の要旨

理由

第10条第1項中「前3条」を「第7条から第9条まで」に改め、同条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

(手数料の額)

第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料(以下この条及び次条において「手数料」という。)の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項に規定する書面若しくは書類を複写機により用紙の片

面若しくは両面に白黒若しくはカラーで複写したものの交付又は同項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで出力したものの交付 用紙 1 枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、20円）。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を情報通信技術利用法第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法 前号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円

（手数料の減免）

第11条 委員会は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける審査申出人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査申出人は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を委員会に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査申出人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

（佐渡市職員の給与に関する条例の一部改正）

第5条 佐渡市職員の給与に関する条例（平成16年佐渡市条例第56号）の一部を次のように改める。

第16条の7第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14

条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

（佐渡市手数料条例の一部改正）

第6条 佐渡市手数料条例（平成16年佐渡市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「手数料」の次に「（別表全般第25項の2から第25項の7までに掲げる手数料を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第5条の2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定めるものは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項又は同法第81条第3項の規定により準用する同法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、2,000円を限度として、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

別表全般の表25の2の項から25の4の項までに掲げる手数料 審理員（行政不服審査法第9条第3項に規定する場合にあっては、審査庁。次項において同じ。）

別表全般の表25の5の項から25の7の項までに掲げる手数料 佐渡市情報公開・個人情報保護審査会

- 2 前項の手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、同項の交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員又は情報公開・個人情報保護審査会に提出しなければならない。
- 3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面をそれぞれ添付しなければならない。

別表全般の表25の項の次に次のように加える。

「

25の2 行政不服審査法第38条第1項	白黒で複写した場合に
---------------------	------------

<p>に規定する書面又は書類（以下「対象書面等」という。）を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付</p>	<p>あつては、用紙1枚につき10円とし、カラーで複写した場合にあつては、用紙1枚につき20円。ただし、両面に複写された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。</p>
<p>25の3 行政不服審査法第38条第1項に規定する電磁的記録(次において「第38条対象電磁的記録」という。)に記録された事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付</p>	<p>白黒で出力した場合にあつては、用紙1枚につき10円とし、カラーで出力した場合にあつては、用紙1枚につき20円。ただし、両面に出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。</p>
<p>25の4 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術利用法」という。）第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法により対象書面等を複写したものの又は第38条対象電磁的記録を出力したものの交付</p>	<p>用紙の片面に複写し、又は出力する方法によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円</p>
<p>25の5 行政不服審査法第81条第3項の規定により準用する同法第78条第1項に規定する主張書面又は資料（以下「対象主張書面等」という。）を複写</p>	<p>白黒で複写した場合にあつては、用紙1枚につき10円とし、カラーで複写した場合にあつ</p>

<p>機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付</p>	<p>ては、用紙 1 枚につき 20 円。ただし、両面に複写された用紙については、片面を 1 枚として手数料の額を算定する。</p>
<p>25の 6 行政不服審査法第 81 条第 3 項の規定により準用する同法第 78 条第 1 項に規定する電磁的記録（次において「第 78 条対象電磁的記録」という。）に記録された事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付</p>	<p>白黒で出力した場合には、用紙 1 枚につき 10 円とし、カラーで出力した場合には、用紙 1 枚につき 20 円。ただし、両面に出力された用紙については、片面を 1 枚として手数料の額を算定する。</p>
<p>25の 7 情報通信技術利用法第 4 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法により対象主張書面等を複写したものの又は第 78 条対象電磁的記録を出力したものの交付</p>	<p>用紙の片面に複写し、又は出力する方法によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙 1 枚につき 10 円</p>

」

（佐渡市文化財保護条例の一部改正）

第 7 条 佐渡市文化財保護条例（平成 16 年佐渡市条例第 175 号）の一部を次のように改正する。

第 46 条の見出し及び同条第 1 項中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第 2 項中「異議申立て」を「審査請求」に、「60 日以内」を「3 箇月以内」に改める。

（佐渡市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正）

第 8 条 佐渡市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（平成 16 年

佐渡市条例第247号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「30日以内」を「3箇月以内」に、「異議を申し立てる」を「審査請求をする」に改め、同条第2項中「決定」を「裁決」に改める。

(佐渡市個人情報保護条例の一部改正)

第9条 佐渡市個人情報保護条例(平成19年佐渡市条例第1号)を次のように改める。

第26条の次に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第26条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第27条見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項を第4項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)」を加え、同項第2号中「(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)」を「、訂正請求をした者又は利用停止請求をした者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)」に改め、同項第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項を第3項とし、同条第1項各号列記以外の部分中「について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立て」を「又は、第15条から第17条第1項までの規定による請求に係る不作為について審査請求」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号中「又は決定」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第3号中「又は決定」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第4号中「又は決定」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読

み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第28条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

(佐渡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 佐渡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成19年佐渡市条例第13号)の一部を次のように改める。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

3 第10条の規定による改正後の佐渡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第5条第2号の規定は、同条例第4条の規定による平成28年度分以降の業務の状況の報告について適用し、平成27年度分における業務の状況の報告については、なお従前の例による。

議案第12号

佐渡市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

佐渡市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月2日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法(平成21年法律第50号。以下「法」という。)第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(名称及び住所等の公示)

第2条 市長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

消費生活センターの名称及び住所

法第8条第2項第1号及び第2号の事務を行う日及び時間

(消費生活センター長及び職員)

第3条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(試験に合格した消費生活相談員の配置)

第4条 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)附則第3条の規定により合格した者とみなされた者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が認める者を含む。)を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第5条 消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第6条 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第8条第

2 項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第7条 消費生活センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第13号

佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月2日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例（平成16年佐渡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号の表ヘッドエンドの部小木ヘッドエンドの項中「佐渡市小木町1940番地1」を「佐渡市小木町950番地」に改め、同表放送波受信点の部区域内波小木受信点の項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第14号

佐渡市子どもの医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

佐渡市子どもの医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例を次
のとおり制定する。

平成28年3月2日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市子どもの医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例

(佐渡市子どもの医療費助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 佐渡市子どもの医療費助成に関する条例 (平成 16 年佐渡市条例第 224 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号及び第 2 号中「満 15 歳」を「満 18 歳」に改める。

(佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正)

第 2 条 佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例 (平成 16 年佐渡市条例第 202 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「満 15 歳」を「満 18 歳」に改め、「末日までの者」の次に「(ひとり親家庭の父及び母並びに養育者を除く。)」を加える。

(佐渡市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正)

第 3 条 佐渡市重度心身障害者医療費助成に関する条例 (平成 16 年佐渡市条例第 211 号) の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「満 15 歳」を「満 18 歳」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

議案第15号

佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例を次のとおり一部改正する。

平成28年3月2日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例(平成20年佐渡市条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表金井保育園の項中「佐渡市千種230番地」を「佐渡市千種丙202番地1」に改め、同表中興保育園の項及び金井新保保育園の項を削る。

附 則

この条例は、平成28年5月9日から施行する。ただし、別表中興保育園の項及び金井新保保育園の項を削る改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

議案第16号

佐渡市へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市へき地保育園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月2日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市へき地保育園条例の一部を改正する条例

佐渡市へき地保育園条例(平成16年佐渡市条例第196号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「児童」の次に「(以下この条において「保育園児童」という。)」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、満6歳に達する日の翌日以後における最初の4月1日から満9歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者がいる世帯にあっては、全ての保育園児童の保育料は、無料とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第17号

佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月2日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年佐渡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第4節 運営に関する基準（第50条 第59条）

第4章 認知症対応型通所介護

を

「 第4節 運営に関する基準（第50条 第59条）

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針（第59条の2）

第2節 人員に関する基準（第59条の3・第59条の4）

第3節 設備に関する基準（第59条の5）

第4節 運営に関する基準（第59条の6 第59条の20）

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第59条の21・第59条の22）

第2款 人員に関する基準（第59条の23・第59条の24）

第3款 設備に関する基準（第59条の25・第59条の26）

第4款 運営に関する基準（第59条の27 第59条の38）

第4章 認知症対応型通所介護

」

に改める。

第14条中「及び第67条」を「、第59条の6、第59条の28及び第59条の29」

に改める。

第16条及び第17条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第30条中「この章」を「この節」に改める。

第39条第1項中「市」を「市町村」に改める。

第54条中「この章」を「この節」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第59条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護(以下「指定地域密着型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者(以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間帯の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間帯の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号))

第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員(当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければ

ならない。

- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第59条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

食堂及び機能訓練室

イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密

着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者が第59条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

第59条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（利用料等の受領）

第59条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利

用者に対して行う送迎に要する費用

指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

食事の提供に要する費用

おむつ代

前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

- 4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第59条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流又は地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。

指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定す

る地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

（地域密着型通所介護計画の作成）

第59条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

（管理者の責務）

第59条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密

着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

事業の目的及び運営の方針

従業者の職種、員数及び職務の内容

営業日及び営業時間

指定地域密着型通所介護の利用定員

指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

通常の事業の実施地域

サービス利用に当たっての留意事項

緊急時等における対応方法

非常災害対策

前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第59条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第59条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のや

むを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第59条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第59条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況の報告を行い、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に

協力するよう努めなければならない。

- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。
(事故発生時の対応)

第59条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、第59条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。
(記録の整備)

第59条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

地域密着型通所介護計画

次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第59条の21 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第59条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第59条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所(以下「指定療養通所介護事業所」という。)ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(以下この節において「療養通所介護従業者」という。)の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第59条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護

の提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 前項ただし書の場合(指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第59条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第59条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討

するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。

指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第59条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書(指定居宅サービス等基準第70条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。)が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。
(緊急時等の対応)

第59条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策(以下この節において「緊急時等の対応策」という。)について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。
- 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更

について準用する。

(管理者の責務)

第59条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

事業の目的及び運営の方針

従業者の職種、員数及び職務の内容

営業日及び営業時間

指定療養通所介護の利用定員

指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

通常の実業の実施地域

サービス利用に当たっての留意事項

非常災害対策

前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第59条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかななければならない。

- 2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

療養通所介護計画

前条第2項に規定する検討の結果についての記録

次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7(第3項第2号を除く。)、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

第60条中「(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)」を削る。

第65条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第67条及び第68条を次のように改める。

第67条及び第68条 削除

第69条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)」を加える。

第72条を次のように改める。

第72条 削除

第73条第4号中「第75条において同じ。」を削り、同条第10号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第74条から第78条までを次のように改める。

第74条から第78条まで 削除

第78条の2を削る。

第79条第2項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第59条の18第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要

望、助言等の記録

第80条中「及び第53条」を「、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18まで」に、「読み替えるものとする。」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする。」に改める。

第87条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第100条第10号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第105条を次のように改める。

第105条 削除

第107条第2項第8号中「第105条第2項」を「次条において準用する第59条の17第2項」に改める。

第108条中「、第72条、第74条及び第77条」を「、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17まで」に、「、第72条中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第74条中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」を「、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」に改める。

第109条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第122条第7号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第127条第2項第7号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第128条中「、第72条、第77条」を「、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで」に、「、第104条及び第105条第1項から第4項まで」を「及び第104条」に、「、第72条中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、「この節」とあるのは「第6章第4節」を「、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第

59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」に改め、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」とを削る。

第129条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第148条第2項第8号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第149条中「第72条、第77条、第99条、第102条及び第105条第1項から第4項まで」を「第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条」に、「、第72条中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者」と、「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、「指定小規模多機能型居宅介護事業所」とあるのは「指定地域密着型特定施設」と、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」に改める。

第150条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

第151条第13項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第176条第2項第7号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第177条中「、第72条、第102条、第105条第1項から第4項まで」を「、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項まで」に、「、第72条中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、「この節」

とあるのは「第8章第4節」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定地域密着型介護老人福祉施設」と、「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「従業者」と、「指定小規模多機能型居宅介護事業所」とあるのは「当該指定地域密着型介護老人福祉施設」と、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」に改める。

第189条中「、第72条、第102条、第105条第1項から第4項まで」を「、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで」に、「、第72条中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」と、「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「従業者」と、「指定小規模多機能型居宅介護事業所」とあるのは「当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」と、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と、第167条中」を「、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条各号列記以外の部分中」に改める。

第201条第2項第10号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第202条中「、第72条、第74条、第77条」を「、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17」に、「及び第100条から第106条まで」を「、第100条から第104条まで及び第106条」に、「あり、第72条及び第74条中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに第89条、第97条、第100条第2項及

び第102条第1項中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」と、「指定小規模多機能型居宅介護事業所」とあるのは「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を「あるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第89条、第97条及び第100条第2号中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第102条第1項中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」と、「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、同条第2項中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」と、同条第3項中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」と、「指定小規模多機能型居宅介護事業所」とあるのは「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第18号

佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月2日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年佐渡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第39条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況の報告を行い、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第39条に次の1項を加える。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介

護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条第2項に次の1号を加える。

前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第62条を次のように改める。

第62条 削除

第64条第2項第8号中「第62条第2項」を「次条において準用する第39条第2項」に改める。

第65条中「及び第38条」を「から第39条まで」に、「読み替える」を「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第85条第2項第7号中「第62条第2項」を「第39条第2項」に改める。

第86条中「第38条」の次に「、第39条」を加え、「第59条、第61条及び第62条」を「第59条及び第61条」に改め、「第33条第1項及び第2項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」の次に「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「と、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第19号

佐渡市窪田キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市窪田キャンプ場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月2日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市窪田キャンプ場条例の一部を改正する条例

佐渡市窪田キャンプ場条例(平成16年佐渡市条例第267号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(利用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

キャンプ場の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が利用の目的に違反したとき。

利用者が偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。

利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長の指示した事項に違反したとき。

利用者が前条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認めるとき。

前各号に掲げるもののほか、キャンプ場の管理上特に必要があると認めるとき。

第6条を第10条とし、第5条の次に次の4条を加える。

(使用料)

第6条 利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が後納を認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第7条 市長は、キャンプ場の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以

下「指定管理者」という。)に、キャンプ場の管理を行わせることができる。

2 前項の規定によりキャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、キャンプ場の利用期間を変更することができる。

3 第1項の規定によりキャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

第8条 前条第1項の規定によりキャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

キャンプ場の利用の許可に関する業務

キャンプ場の施設及び設備の維持管理に関する業務

前2号に掲げるもののほか、キャンプ場の運営に関し市長が必要と認める業務

(利用料金)

第9条 第7条第1項の規定によりキャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条の規定にかかわらず、利用者はキャンプ場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

4 指定管理者は、公益上の理由等あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由によりキャンプ場を利用できないときは、利用料金を還付することができる。

別表を次のように改める。

別表（第6条、第9条関係）

区分	単位	使用料
		円
テント貸出利用	1張1泊	1,500
テント持込利用	1張1泊	1,000
タープ等テント附属物持込利用	1張1泊	500
入場料（大人）	1人1泊	200
入場料（子供）	1人1泊	100

大人とは、中学生以上をいう。

子供とは、小学生をいう。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第20号

佐渡市水道事業の設置等に関する条例及び佐渡市特別会計条例の一部を改正する等の条例の制定について

佐渡市水道事業の設置等に関する条例及び佐渡市特別会計条例の一部を改正する等の条例を次のとおり制定する。

平成28年3月2日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市水道事業の設置等に関する条例及び佐渡市特別会計条例の一部を改正する等の条例

(佐渡市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 佐渡市水道事業の設置等に関する条例(平成16年佐渡市条例第292号)の一部を次のように改正する。

別表合併前の両津市の区域のうち両津夷、両津湊、両津夷新、両津福浦一丁目、両津福浦二丁目、両津福浦三丁目、浜田、春日、加茂歌代、梅津、羽吉、住吉、原黒、吾潟、城腰、河崎、真木、椿、久知河内、椎泊、下久知、立野、上横山、長江、秋津、潟端、下横山、旭、北五十里、白瀬、玉崎、両尾、羽二生の部の次に次のように加える。

合併前の両津市の区域のうち岩首及び東鷓島	184人	70.94立方メートル
合併前の両津市の区域のうち柿野浦	300人	45立方メートル
合併前の両津市の区域のうち豊岡及び立間	112人	44.4立方メートル
合併前の両津市の区域のうち赤玉、蛸、東立島及び東強清水	205人	75.66立方メートル
合併前の両津市の区域のうち野浦	450人	67.5立方メートル
合併前の両津市の区域のうち月布施	130人	51.1立方メートル
合併前の両津市の区域のうち片野尾	500人	75立方メートル
合併前の両津市の区域のうち水津	180人	165立方メートル
合併前の両津市の区域のうち両津大川	203人	137.2立方メートル
合併前の両津市の区域のうち和木、馬首及び北松ヶ崎	279人	147.86立方メートル
合併前の両津市の区域のうち平松	120人	35.5立方メートル
合併前の両津市の区域のうち浦川	350人	52.5立方メートル
合併前の両津市の区域のうち歌見	450人	67.5立方メートル
合併前の両津市の区域のうち黒姫	106人	36.9立方メートル
合併前の両津市の区域のうち虫崎	200人	30立方メートル

合併前の両津市の区域のうち北小浦	300人	48.5立方メートル
合併前の両津市の区域のうち見立	150人	22.5立方メートル
合併前の両津市の区域のうち鷺崎	230人	210立方メートル
合併前の両津市の区域のうち鷺崎字藻浦	180人	28.7立方メートル
合併前の両津市の区域のうち真更川、願及び北鵜島	650人	112.5立方メートル

別表合併前の相川町の区域のうち二見の部の次に次のように加える。

合併前の相川町の区域のうち達者及び姫津	1,030人	868立方メートル
合併前の相川町の区域のうち北狄、戸地及び戸中	800人	400立方メートル
合併前の相川町の区域のうち南片辺、北片辺、石花及び後尾	565人	201立方メートル
合併前の相川町の区域のうち北川内及び北立島	370人	125立方メートル
合併前の相川町の区域のうち入川	300人	160.4立方メートル
合併前の相川町の区域のうち高千、北田野浦、小野見、石名、小田、大倉、矢柄、関、五十浦及び岩谷口	1,030人	511立方メートル

別表合併前の畑野町の区域のうち畑野、寺田、飯持、宮川、三宮、畷田、坊ヶ浦、目黒町、栗野江、大久保の一部、長谷及び小倉の一部の部の次に次のように加える。

合併前の畑野町の区域のうち丸山及び浜河内	270人	87立方メートル
合併前の畑野町の区域のうち多田及び松ヶ崎	600人	339.8立方メートル

別表合併前の真野町の区域のうち金丸、四日町、長石、真野新町、豊田、真野、浜中、吉岡、桜ヶ丘、中沢田、国分寺、竹田、合沢、小川内、滝脇、背合及び東大須の部の次に次のように加える。

合併前の真野町の区域のうち大小、大	900人	383立方メートル
-------------------	------	-----------

倉谷、田切須、西三川の一部及び椿尾 (西大須、小立、大立、倉谷、田切須、 西三川、高塚、高崎及び椿尾)		
合併前の真野町の区域のうち西三川 の一部、下黒山及び静平(笹川、下黒 山及び静平)	287人	120.5立方メートル
合併前の小木町の区域のうち小木町 (通称上野地区を含む。)、小木木野 浦、小比叡、小木堂釜、井坪、小木大 浦(通称上大浦地区を含む。)、小木 金田新田、木流、田野浦及び江積一円 並びに沢崎の一部(通称白木及び三ツ 屋地区)及び深浦の一部、宿根木、琴 浦及び小木地区一円	3,240人	1,980立方メートル
合併前の小木町の区域のうち沢崎地 区(通称白木及び三ツ屋地区を除 く。)、深浦地区(一部を除く。) 及び犬神平地区	265人	85.5立方メートル
合併前の羽茂町の区域のうち羽茂飯 岡、羽茂本郷(大草を除く。)、羽茂 大橋、羽茂村山、羽茂大石、羽茂三瀬、 羽茂上山田、羽茂小泊及び羽茂亀脇地 区	3,480人	1,750立方メートル
合併前の羽茂町の区域のうち羽茂滝 平(大峰を除く。)、羽茂大崎(紋張、 丹坂及び犬落を除く。) 及び羽茂本郷 (大草)地区	625人	130立方メートル
合併前の赤泊村の区域のうち大杉、杉 野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊(天 狗塚地区を除く。)、徳和、三川、薙 場、外山、上川茂及び下川茂	2,700人	1,145立方メートル

(佐渡市特別会計条例の一部改正)

第2条 佐渡市特別会計条例(平成16年佐渡市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第1条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条中「前条第1号から第3号まで」を「前条第1号及び第2号」に改める。

(佐渡市簡易水道施設整備基金条例及び佐渡市簡易水道事業給水条例の廃止)

第3条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 佐渡市簡易水道施設整備基金条例(平成16年佐渡市条例第112号)
- (2) 佐渡市簡易水道事業給水条例(平成16年佐渡市条例第295号)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号の規定は、公布の日から施行する。

(料金に係る経過措置)

- 2 第1条の改正規定は、平成28年5月分の料金から適用し、同年4月分までの料金については、なお従前の例による。

(基金の引継ぎ)

- 3 廃止前の佐渡市簡易水道施設整備基金条例の規定により積み立てられた基金は、水道事業会計に引き継ぐものとする。

(処分、手続その他の行為に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日前に、廃止前の佐渡市簡易水道給水条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、佐渡市水道事業給水条例(平成16年条例第294号)の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第21号

佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例を次のとおり制定する。

平成28年3月2日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（平成19年佐渡市条例
第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1 真野多目的広場の項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第22号

佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月2日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例

佐渡市都市公園条例(平成16年佐渡市条例第274号)の一部を次のように改正する。

別表第2 赤泊臨海運動公園の項中「(全天候)」を「(全天候 人工芝)」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第23号

佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月2日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例

佐渡市火災予防条例（平成16年佐渡市条例第308号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

種類			離隔距離 (cm)					
			入力	上方	側方	前方	後方	備考
炉	開放炉	使用温度が800以上のもの		250	200	300	200	
		使用温度が300以上800未満のもの		150	150	200	150	
		使用温度が300未満のもの		100	100	100	100	
	開放炉以外	使用温度が800以上のもの		250	200	300	200	
		使用温度が300以上800未満のもの		150	100	200	100	
		使用温度が300未満のもの		100	100	100	100	

					0 未満 のもの						
					使用温度 が300 未満の もの		100	50	100	50	
ふ ろ が ま	気 体 燃 料	不 燃 以 外	半 密 閉 式	浴室内設 置	外がまで21k バーナーW以 取り出し下 口の ない もの	(ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は42kW以 下)		15	15	15	注：浴 槽との 離隔距 離は0 cmとす るが、 合成樹 脂浴槽 (ポリ プロピ レン浴 槽等) の場合 は2cm とす る。
					内がま 21k W以 下	(ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は42kW以 下)			60		
					浴室外設 置	外がまで21k バーナーW以 取り出し下 口の ない もの	(ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが 70kW以 下であ つ		15	15	

		て、かつ、ふる用バーナーが21kW以下)				
外がまで21kW以下取り出し口のあるもの	21kW以下	(ふる用以外のバーナーをもつものにおいて当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふる用バーナーが21kW以下)	15	60	15	
内がま	21kW以下	(ふる用以外のバーナーをもつものにおいて当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふる	15	60		

			用バーナ ーが21kW 以下)				
	密閉式	21kW以下	(ふる用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが 70kW以下 であつ て、かつ、ふる 用バーナ ーが21kW 以下)	2	注	2	2
	屋外用	21kW以下	(ふる用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが 70kW以下 であつ て、かつ、ふる 用バーナ ーが21kW 以下)	60	15	15	15

					ーが21kW 以下)			
不 燃 密 閉 式	浴室 内 設 置	外がまで	21k	(ふろ用	以外のバ ーナーを もつもの にあって は42kW以 下)	4.5	注	4.5
		バーナー 取り出し 口のない もの	W以 下	以外のバ ーナーを もつもの にあって は42kW以 下)				
	内がま	21k	(ふろ用	以外のバ ーナーを もつもの にあって は42kW以 下)				
	浴室 外 設 置	外がまで	21k	(ふろ用	以外のバ ーナーを もつもの にあって は当該バ ーナーが 70kW以下 であっ て、かつ、 ふろ 用バーナ ーが21kW 以下)	4.5		4.5
バーナー 取り出し 口のない もの	W以 下	以外のバ ーナーを もつもの にあって は当該バ ーナーが 70kW以下 であっ て、かつ、 ふろ 用バーナ ーが21kW 以下)						

外がまで バーナー 取り出し 口のある もの	21kW以下	(ふる用 以外のバ ーナーを もつもの にあって は当該バ ーナーが 70kW以下 であっ て、かつ、ふる 用バーナ ーが21kW 以下)	4.5		4.5
内がま	21kW以下	(ふる用 以外のバ ーナーを もつもの にあって は当該バ ーナーが 70kW以下 であっ て、かつ、ふる 用バーナ ーが21kW 以下)			
密閉式	21kW以下	(ふる用 以外のバ	2 注		2

		下	バーナーをもつもの にあつては当該バー ナーが70kW以下 であつて、かつ、ふ ろ用バーナーが21kW 以下)				
	屋外用	21kW以下	(ふろ用以外のバー ナーをもつものにあ つては当該バーナー が70kW以下であ つて、かつ、ふろ 用バーナーが21kW 以下)	30	4.5		4.5
液 体 燃 料	不燃以外	39kW以下		60	15	15	15
	不燃	39kW以下		50	5		5

上記に分類されないもの					60	15	60	15				
温風暖房機	気体燃料	不燃以外	半密閉式	バーナーが隠ぺい	強制対流型	19kW以下	4.5	4.5	60	4.5	注 1：風道を使用するものにあつては15cmとする。 注 2：ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。	
					強制対流型	温風を前方に吹き出すもの	26kW以下	100	15	150		15
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	強制対流型	強制対流型	温風を前方に吹き出すもの	26kWを超え70kW以下	100	15	100		15
					強制対流型	温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	100	150	150		150
					強制対流型	強制排気型	26kW以下	60	10	100		10
	密閉式				強制給排気型	26kW以下	60	10	100	10		
	不燃	半密閉式	強制対流型	強制対流型	温風を前方に吹き出すもの	70kW以下	80	5		5		
				強制対流型	温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	80	150		150		
				強制対流型	強制排気型	26kW以下	50	5		5		

				型						
			密閉式	強制給排 気型	26kW以下	50	5		5	
			上記に分類されないもの			100	60	60 注 2	60	
厨 房 設 備	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開放式	組込 型 コン ・ グリ ル付 コン ・ グリ ドル 付 コン ・ キャ ネット 型 コン ・ グリ ル付 コン ・ グリ	14kW以下	100	15 注	15	15 注	注：機 器本体 上方の 側方又 は後方 の離隔 距離を 示す。

		ドル 付こ んろ					
		据置 型レ ンジ	21kW以下	100	15 注	15	15 注
不燃	開放式	組込 型こ んろ ・リ グリ 付こ んろ ・リ グリ ドル 付こ んろ 、 キャ ビネ ット 型こ んろ ・リ グリ 付こ んろ ・	14kW以下	80	0		0

				グリ ドル 付こ んろ					
				据置 型レ ンジ	21kW以下	80	0		0
			上記に分類されな いもの	使用温度 が800 以上のも の		250	200	300	200
				使用温度 が300 以上80 0未満 のもの		150	100	200	100
				使用温度 が300 未満の もの		100	50	100	50
ボ イ ラ ー	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開放式	フードを 付け ない 場 合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5
				フードを 付け る 場 合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5
			半密閉式	12kWを超え42 kW以下		15	15	15	
				12kW以下		4.5	4.5	4.5	

		密閉式	42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
		屋外用	フードを 付けない 場合	42kW以下	60	15	15	15	
				42kW以下	15	15	15	15	
	不燃	開放式	フードを 付けない 場合	7 kW以下	30	4.5		4.5	
					7 kW以下	10	4.5		4.5
		半密閉式	42kW以下		4.5		4.5		
		密閉式	42kW以下	4.5	4.5		4.5		
		屋外用	フードを 付けない 場合	42kW以下	30	4.5		4.5	
				42kW以下	10	4.5		4.5	
液体燃料	不燃以外			12kWを超え70kW以下	60	15	15	15	
				12kW以下	40	4.5	15	4.5	
	不燃			12kWを超え70kW以下	50	5		5	
				12kW以下	20	1.5		1.5	
	上記に分類されないもの				23kWを超える	120	45	150	45
					23kW以下	120	30	100	30
ス	気	不開放	バーナ壁掛け	7 kW以下	30	60	100	4.5	注：熱

ト ー ブ	体 燃 料	燃 以 外	式	一	が	露	型、つり 下げ型					対流方 向が一 方向に 集中す る場合 にあっ ては60 cmとす る。
				出								
				半密閉式・ナ 密閉式	バ ー ナ ー が 隠 ぺ い	自然対流型		19kW以下	60	4.5	4.5 注	
燃	式	不開放	バ	ー	ナ	壁掛け 型、つり 下げ型	7 kW以下	15	15	80	4.5	
			出									
液 体 燃 料	燃 以 外	半密閉式	自 然 对 流 型	バ ー ナ ー が 隠 ぺ い	自然対流型	機器の全 周から熱 を放散す るもの	39kW以下	150	100	100	100	
							機器の上	39kW以下	150	15	100	15

				方又は前方に熱を放散するもの					
	燃	不半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	120	100		100
				機器の上	39kW以下	120	5		5
				方又は前方に熱を放散するもの					
				上記に分類されないもの		150	100	150	100
乾燥設備	気体燃料以外	不燃	開放式	衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	4.5	4.5
		不燃	開放式	衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5		4.5
				上記に分類されないもの		100	50	100	50
				内部容積が1立方メートル以上のもの					
				内部容積が1立方メートル未満のもの		50	30	50	30

簡 易 湯 沸 設 備	気 体 燃 料 外	不 開 放 式	常 圧 貯 蔵 型	の							
				フードを 付けない 場合	7 kW以下	40	4.5	4.5	4.5		
				フードを 付ける場 合	7 kW以下	15	4.5	4.5	4.5		
				瞬間型	フードを 付けない 場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
						フードを 付ける場 合	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5
			半密閉式				12kW以下		4.5	4.5	4.5
			密 閉 式	常圧貯蔵型			12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
				瞬間型	調理台型	12kW以下		0		0	
					壁掛 け 型、据置 型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
			屋外用			フードを 付けない 場合	12kW以下	60	15	15	15
						フードを 付ける場 合	12kW以下	15	15	15	15
			不 燃 式	不 開 放 式	常 圧 貯 蔵 型	フードを 付けない 場合	7 kW以下	30	4.5		4.5
						フードを 付ける場 合	7 kW以下	10	4.5		4.5

				合					
			瞬間型	フードを 付けない 場合	12kW以下	30	4.5	4.5	
				フードを 付ける場 合	12kW以下	10	4.5	4.5	
			半密閉式		12kW以下		4.5	4.5	
			密閉式	常圧貯蔵型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	
			瞬間型	調理台型	12kW以下		0	0	
				壁掛け 型、据置 型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	
			屋外用		フードを 付けない 場合	12kW以下	30	4.5	
				フードを 付ける場 合	12kW以下	10	4.5	4.5	
	液体燃料		不燃以外		12kW以下	40	4.5	15	
			不燃		12kW以下	20	1.5	1.5	
給湯設備	気体燃料	不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超え42 kW以下		15	15	
				瞬間型	12kWを超え70 kW以下		15	15	
			密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超え42 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
				瞬間型	調理台型	12kWを超え70 kW以下		0	0

			kW以下				
		壁掛型、据置型	12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	60	15	15	15
		フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	15	15	15	15
	瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	60	15	15	15
		フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	15	15	15	15
不燃	密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下		4.5		4.5
		瞬間型	12kWを超え70kW以下		4.5		4.5
密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	4.5	4.5		4.5
		瞬間型	調理台型	12kWを超え70kW以下		0	
	瞬間型	壁掛型、据置型	12kWを超え70kW以下	4.5	4.5		4.5
屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	30	4.5		4.5

				フードを 付ける場 合	12kWを超え kW以下	4210	4.5		4.5		
			瞬間型	フードを 付けない 場合	12kWを超え kW以下	7030	4.5		4.5		
				フードを 付ける場 合	12kWを超え kW以下	7010	4.5		4.5		
液 体 燃 料	不燃以外				12kWを超え kW以下	7060	15	15	15		
	不燃				12kWを超え kW以下	7050	5		5		
	上記に分類されないもの						60	15	60	15	
移 動 式 ス ト ー ブ	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 バ ー ナ ー が 露 出	前方放射型	7 kW以下	100	30	100	4.5	注1： 熱対流 方向が 一方 向に集 中する 場合に あつて は60cm とする。 注2： 方向性 を有す るもの にあつ ては10	
				全周放射型	7 kW以下	100	100	100	100		
				自然対流型	7 kW以下	100	4.5	4.5	4.5		注1
				強制対流型	7 kW以下	4.5	4.5	60	4.5		
	不 燃	開 放 バ ー ナ ー が 隠 ぺ い	前方放射型	7 kW以下		80	15	80	4.5		

	燃式	一 ナ ー が 露 出	全周放射型	7 kW以下	80	80	80	80	0cmと する。	
			バ ー ナ ー が 隠 ぺ い	自然対流型	7 kW以下	80	4.5	4.5 注 1		4.5
				強制対流型	7 kW以下	4.5	4.5	60		4.5
液 体 燃 料	不開放式 燃 以 外	放射型	放射型	7 kW以下	100	50	100	20		
			自然対流型	7 kWを超え12	150	100	100	100		
				kW以下	7 kW以下	100	50	50	50	
		強 制 対 流 型	温風を前 方向に吹 き出すも の	12kW以下	100	15	100	15		
				7 kWを超え12	100	150	150	150		
			周方向に 吹き出す もの	kW以下	7 kW以下	100	100	100	100	
		不開放式 燃	放射型	放射型	7 kW以下	80	30		5	
自然対流型	7 kWを超え12			120	100		100			
	kW以下			7 kW以下	80	30		30		

				強制対流型	温風を前方に吹き出すもの	12kW以下	80	5		5		
					温風を全周方向に吹き出すもの	7 kWを超え12kW以下	80	150		150		
						7 kW以下	80	100		100		
				固体燃料				100	50 注 2	50 注 2	50 注 2	
調理用器具	気体燃料以外	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ（1口）	5.8kW以下	100	15	15	15	15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
				卓上型こんろ（2口以上） ・グリル付こんろ ・グリル付こんろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注			

バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7 kW以下	100	15	15	15
	加熱部が隠ぺい	卓上オープン・ングリル（フードを付けない場合）	7 kW以下	50	4.5	4.5	4.5
		卓上オープン・ングリル（フードを付ける場合）	7 kW以下	15	4.5	4.5	4.5
		炊飯器（炊	4.7kW以下	30	10	10	10

			飯 容 量 4 リ ッ ト ル 以 下)				
			圧 力 調 理 器 (内 容 積 1 0リ ッ ト ル 以 下)		30	10	10 10
不 開 放 燃 式	バ ー ナ ー が 露 出	卓 上 型 こ ろ (1 口)	5.8kW以下	80	0		0
		卓 上 型 こ ろ (2 口 以 上) ・ グ リ ル 付 こ ろ	14kW以下	80	0		0

		ろ グ ド 付 ん	・ リ ル こ ろ				
バ ー ナ ー が 隠 ぺ い	加 熱 部 が 開 放	卓 上 型 グ リル	7 kW以下	80	0		0
	加 熱 部 が 隠 ぺ い	卓 上 型 オ ブ ン グ ル (フ ー ド を 付 け な い 場 合)	7 kW以下	30	4.5		4.5
		卓 上 型 オ ブ ン グ ル (フ ー ド を 付 け る	7 kW以下	10	4.5		4.5

				場 合)					
				炊 飯 器 (炊 飯 容 量 4 リ ッ ト ル 以 下)	4.7kW以下	15	4.5		4.5
				圧 力 調 理 器 (内 容 積 1 0リ ッ ト ル 以 下)		15	4.5		4.5
移 動 式 こ ん ろ	液	不燃以外		6 kW以下	100	15	15	15	
	体	不燃		6 kW以下	80	0		0	
	燃 料	固体燃料			100	30	30	30	
電 気 温 風	電 気	不燃以外		2 kW以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：温 風の吹 き出し 方向に
		不燃		2 kW以下	0 注	0 注		0 注	

機										あっては60cmとする。			
電 気 調 理 機 器	電 気 外	不 燃 以 外	電 気 こ ん ろ 、 電 気 レ ン ジ 、 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 (こ ん ろ 形 態 の も の に 限 る。) の	こ ん ろ 部 分 の 全 部 又 は 一 部 が 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 で な い も の	4.8kW以下 (1口当たり 2kWを超え3 kW以下)	100	2	2	2	注1： 機器本 体上方 の側方 又は後 方の離 隔距離 (こん ろ部分 が電磁 誘導加 熱式調 理器で ない場 合にお ける発 熱体の 外周か らの距 離)を 示す。 注2：			

					注 2		注 2	機器本
不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下	80	0		0	体上方
			（1口当たり3kW以下）					の側方
						0	0	又は後
						注 1	注 1	方の離
				注 2		注 2	隔距離	
								（こん
								ろ部分
								が電磁
								誘導加
								熱式調
								理器の
								場合
								にお
								ける
								発熱
								体の
								外周
								から
								の距
								離）
								を示
								す。

電 氣 天 火	電 氣	不燃以外		2 kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排 気口面 にあっ ては10 cmとす る。
		不燃		2 kW以下	10	4.5 注		4.5 注	
電 子 レ ン ジ	電 氣	不燃以外	電熱装置 を有する もの	2 kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排 気口面 にあっ ては10 cmとす る。
		不燃	電熱装置 を有する もの	2 kW以下	10	4.5 注		4.5 注	
電 氣 ス ト ー ブ	電 氣	不燃以外	前方放射 型（壁取 付式及び 天井取付 式のもの を除く。）	2 kW以下	100	30	100	4.5	
			全周放射 型（壁取 付式及び 天井取付 式のもの を除く。）	2 kW以下	100	100	100	100	
			自然対流	2 kW以下	100	4.5	4.5	4.5	

			型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）					
	不燃		前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	80	15		4.5
			全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	80	80		80
			自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	80	0		0
電	電	不燃以外	食器乾燥器	1 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
乾	乾	不燃	食器乾燥器	1 kW以下	0	0		0

乾燥器	電気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1：前面に排気口を有する機器にあつては0cmとする。 注2：排気口面にあつては4.5cmとする。
		不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3 kW以下	4.5 注1	0 注2	0 注2	0 注2	
電気温水器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0	
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	0	0		0	

備考

- 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。

- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第24号

公有水面埋立てに係る意見について（多田地内）

下記地先の公有水面埋立てについて、新潟県知事から意見を求められたので、異議のない旨答申することについて、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第4項の規定により議会の議決を求める。

記

1 埋立位置

新潟県佐渡市多田670番地3から同675番地1に至る間の地先公有水面
新潟県佐渡市多田3番地1から同4番地3に至る間の地先公有水面

2 埋立面積

2,349.91m²
339.54m²

3 埋立地の用途

道路用地及び海岸保全施設用地

4 埋立てに関する工事の施行に要する期間

着手の日から5年

平成28年3月2日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第25号

財産の無償譲渡について（旧患者輸送車車庫及び旧高千防災倉庫）

下記の財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 建物の名称、所在、構造及び延床面積

建物の名称	所在	構造	延床面積(m ²)
旧患者輸送車車庫	佐渡市高千 1044番地1	木造セメントかわ らぶき平家建	54 65
旧高千防災倉庫	佐渡市高千 1044番地1	コンクリートプロ ック造陸屋根平家 建	35 50

2 無償譲渡の相手方 佐渡市高千737番地
高下 章

平成28年3月2日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第26号

財産の無償譲渡について（有限会社クリエイトはもち株式）

下記の財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 財産の名称等

名称	株数
有限会社クリエイトはもち株式	90株

- 2 無償譲渡の相手方 佐渡市羽茂飯岡170番地1
有限会社クリエイトはもち
代表取締役 氏江 亮

平成28年3月2日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第27号

財産の無償譲渡について（八幡集落センター敷地）

下記の財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 土地の所在、地目及び面積

土地の所在	地目	地積（㎡）	
佐渡市八幡字野口2001番2	宅地	983	48

- 2 無償譲渡の相手方 佐渡市八幡2001番地2
八幡地区自治会
会長 後藤 孝治

平成28年3月2日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第28号

市道路線の変更について

別紙の路線を変更したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年3月2日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

別紙

路線名		起点	終点	延長 (m)	幅員 (m)
浜中3号線	旧	佐渡市真野新町 634番地先	佐渡市真野新町 634番地先	57.7	5.6 ~ 5.8
	新	佐渡市真野新町 634番地先	佐渡市真野新町 658番3地先	204.9	5.0 ~ 14.8
浜中21号線	旧	佐渡市真野新町 679番1地先	佐渡市真野 959番地先	323.4	2.7 ~ 7.0
	新	佐渡市真野新町 605番17地先	佐渡市吉岡 1586番1地先	546.0	8.9 ~ 14.5
浜中22号線	旧	佐渡市吉岡 1196番地先	佐渡市真野 84番3地先	321.9	2.2 ~ 5.0
	新	佐渡市吉岡 1196番1地先	佐渡市真野 959番地先	390.9	2.2 ~ 5.7
浜中24号線	旧	佐渡市吉岡 1193番1地先	佐渡市真野 82番地先	189.3	1.4 ~ 3.1
	新	佐渡市吉岡 1193番1地先	佐渡市真野 74番地先	195.3	1.4 ~ 3.4
新町31号線	旧	佐渡市真野新町 619番1地先	佐渡市真野新町 619番1地先	142.5	1.0 ~ 2.0
	新	佐渡市真野新町 619番1地先	佐渡市真野新町 620番地先	59.4	1.0 ~ 2.0
新町32号線	旧	佐渡市真野新町 676番地先	佐渡市真野新町 747番地先	100.9	1.0 ~ 2.5
	新	佐渡市真野新町 719番1地先	佐渡市真野新町 747番地先	65.6	1.5 ~ 2.5
新町42号線	旧	佐渡市真野新町 676番地先	佐渡市真野新町 669番地先	121.1	0.9 ~ 1.8
	新	佐渡市真野新町 679番1地先	佐渡市真野新町 669番2地先	149.2	0.9 ~ 4.0

議案第29号

佐渡市辺地総合整備計画（平成28年度～平成30年度）の策定について

佐渡市辺地総合整備計画（平成28年度～平成30年度）の策定について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成28年3月2日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

（佐渡市辺地総合整備計画書（平成28～30年度）別紙添付）

議案第30号

佐渡市過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の策定について

佐渡市過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の策定について、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成28年3月2日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

（佐渡市過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）別紙添付）

- 議案第31号 平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第32号 平成27年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第33号 平成27年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第34号 平成27年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）につ
いて
（予算書別紙添付）
- 議案第35号 平成27年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第2号）につ
いて
（予算書別紙添付）
- 議案第36号 平成27年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）につ
いて
（予算書別紙添付）
- 議案第37号 平成27年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）につ
いて
（予算書別紙添付）
- 議案第38号 平成27年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第3号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第39号 平成27年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）に
ついて
（予算書別紙添付）
- 議案第40号 平成27年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第41号 平成27年度佐渡市真野財産区特別会計補正予算（第1号）に
ついて
（予算書別紙添付）
- 議案第42号 平成27年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第43号 平成27年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第44号 平成28年度佐渡市一般会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第45号 平成28年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について
（予算書別紙添付）

- 議案第46号 平成28年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第47号 平成28年度佐渡市介護保険特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第48号 平成28年度佐渡市下水道特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第49号 平成28年度佐渡市歌代の里特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第50号 平成28年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第51号 平成28年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第52号 平成28年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第53号 平成28年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第54号 平成28年度佐渡市真野財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第55号 平成28年度佐渡市病院事業会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第56号 平成28年度佐渡市水道事業会計予算について
(予算書別紙添付)

議案第59号

佐渡市中小企業・小規模企業振興条例の制定について

佐渡市中小企業・小規模企業振興条例を次のとおり制定する。

平成28年3月2日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市中小企業・小規模企業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、佐渡市の産業振興に果たす中小企業の役割の重要性に鑑み、佐渡市の中小企業の振興に関する基本的事項を定めることにより、中小企業の基盤の強化及び持続的な発展を促進し、もって地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げるもので、市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 商店街組織 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第1号に規定する事業協同組合(商業に係るものに限る。)又はこれに類するものであって、市内において小売業並びに卸売業及びサービス業その他の商業の機能が集積している地域において事業を営んでいるものをいう。
- (4) 中小企業に関係する団体 商工会、事業協同組合その他市内における中小企業の振興及び商店街の活性化に寄与する団体

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、地域経済の継続的な発展、創業及び第二創業(既に事業を営んでいる中小企業が先代から事業を引き継いだ場合等において、事業の形態の転換又は新しい事業若しくは分野に進出することをいう。)の促進並びに地域社会の発展を目標に、中小企業者が互いに連携して、中小企業を取り巻く社会・経済環境を改善し経営を安定させ、経済の繁栄を目指すことを基本とする。

- 2 中小企業の振興は、中小企業者による自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重し、推進することを基本とする。
- 3 中小企業の振興は、中小企業者が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的な認識の下に行われなければならない。
- 4 中小企業の振興は、中小企業者の特性に応じた総合的な施策を、国、新潟県及び中小企業に関係する団体の協力を得ながら、中小企業者、市民及び市が一体となって推進しなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、中小企業の振興及び商店街の活性化に関する施策を実施するとともに、中小企業者及び商店街の実態を的確に把握し、意見を適切に反映するよう努めるものとする。

- 2 市は、施策を実施するために必要な財政上の措置を講じ、中小企業者及び商店街に対する支援を行うよう努めるものとする。
- 3 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、市製品の利活用の推進及び中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。
- 4 市は、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を理解し、技術の向上並びに安定的な雇用の維持及び確保を含む事業の継続的な発展に資する支援を行うよう努めるものとする。

(中小企業者の役割)

第5条 中小企業者は、事業活動を行うに当たっては、経営基盤の強化、技術の継承、人材の育成、雇用の促進及び従業員の福利厚生の実現に取り組むことにより、強靱な経営体質をつくるよう努めるものとする。

- 2 中小企業者は、地域社会を構成する一員として、社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、地域経済の活性化に中小企業者の立場から提言し、豊かで住みよい地域づくりの実現に貢献するよう努めるものとする。
- 3 中小企業者は、地域経済の振興を図るため、市製品の積極的な利活用及び中小企業に関係する団体への加入に努めるものとする。

4 中小企業者は、相互に連携を図りながら、中小企業の振興に取り組むよう努めるものとする。

(小規模企業者の役割)

第6条 小規模企業者は、地域の特性を生かした事業活動に取り組むとともに、地域経済社会の担い手として経済社会情勢の変化に対応して事業の持続的な発展を図るため、自主的に円滑かつ着実な事業運営に努めるものとする。

(商店街組織の役割)

第7条 商店街組織は、中小企業者の創意工夫による良質な商品及び魅力あるサービスを提供するための環境整備に努めるものとする。

2 商店街組織は、地域コミュニティ形成の担い手として、安心安全な地域づくりへの貢献に努めるものとする。

3 商店街組織は、地域経済の振興に寄与するため、市が行う商業の振興に関する施策及び中小企業に関係する団体が行う活動の推進に当たり、市及び中小企業に関係する団体と相互に連携を図るよう努めるものとする。

(中小企業に関係する団体の役割)

第8条 中小企業に関係する団体は、中小企業者の経営の向上に資するため、積極的な中小企業者の支援に取り組むこととし、市が行う中小企業の振興及び商店街の活性化に関する施策の推進に当たり、市と連携を図るよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第9条 市民は、中小企業者及び商店街の活動が地域社会の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業者が市内で生産し、製造し、加工し、又は販売する商品及び提供するサービスを利用することにより、中小企業及び商店街の成長発展を促すよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第10条 市長は、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進

するため、中小企業の振興及び商店街の活性化に関する基本計画を策定するものとする。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第60号

羽茂支所耐震補強・大規模改修（建築）工事請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 羽茂支所耐震補強・大規模改修（建築）工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 155,304,000円
- 4 契約の相手方 佐渡市羽茂大橋1646番地3
本間建設株式会社
代表取締役 本間 幸次

平成28年3月2日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第61号

佐渡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月2日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市立幼稚園条例の一部を改正する条例

佐渡市立幼稚園条例（平成16年佐渡市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（授業料）

第3条 幼稚園の授業料は、入園を許可された幼児（以下「園児」という。）1人につき月額9,000円とする。ただし、同一世帯に幼稚園、保育園又は特別支援学校幼稚部に2人以上の園児等がいる場合は、2人目以降は無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、満6歳に達する日の翌日以後における最初の4月1日から満9歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者がいる世帯にあっては、全ての園児の授業料は、無料とする。

3 保護者は、毎月月末までに当該月分の授業料を市に納入しなければならない。ただし、12月については、25日までとする。

4 授業料は、入園の日及び退園の日の属する月にあっては、当該月分の全額を納入しなければならない。

5 休園の期間が全月にわたる場合は、当該月分の授業料は徴収しない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力お願いします。

リサイクルの際はホッチキス針の除去についてご協力お願いします。

議案第31号

《平成27年度 佐渡市一般会計補正予算（第9号）概要》

1. 補正予算について

- ・地方創生加速化交付金対象事業の経費を計上
- ・防災備蓄倉庫の整備に係る経費を計上
- ・その他の経費については、人事院勧告等に伴う佐渡市職員の給与に関する条例等の一部改正等による人件費の補正を計上するほか、12月補正予算編成後の事由による緊急性のある経費について計上

2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	46,451,562
補正額	686,569
累計予算額	47,138,131

3. 主な財源内訳

（単位：千円）

地方消費税交付金	142,117
地方交付税	2,330,484
国・県支出金	410,355
繰入金	1,286,624
地方債	44,900

4. 主な事業

（単位：千円）

地方創生加速化交付金対象事業（広域連携事業）

補正額：101,674

（事業内容）

RESAS及び佐渡航路データ等を活用した佐渡版DMO形成事業

94,184千円

- ・佐渡観光地域づくりプラットフォームの構築【観光振興課】
- ・佐渡観光地域づくりに資する佐渡観光データベース構築【交通政策課】
- ・RESAS分析を補完する佐渡版産業関連表構築【総合政策課】

「世界に誇る絹と金の道」広域周遊ルート誘客促進事業

7,490千円

防災対策事業【総務課】

補正額：8,800

（事業内容）

防災備蓄倉庫の整備

- ・消耗品（マット、水、毛布、補助食品等備蓄物資）
- ・防災備蓄倉庫2基

3,400千円

5,400千円

○基金管理事業【財務課】

補正額：1,086,613

（事業内容）

後年度の円滑な財政運営のために減債基金へ積立

議案第32号

平成27年度 国民健康保険特別会計補正予算(第3号)概要

1. 補正予算について

- ・新潟県人事委員会勧告に伴う人件費を増額計上
- ・新潟県国民健康保険団体連合会の積立資産の返還に伴う諸収入を増額計上
- ・国庫支出金等返還金の確定による償還金を増額計上

2. 予算規模	(単位：千円)
補正前の額	8,169,200
補正額	42,160
累計予算額	8,211,360

3. 主な財源内容

(単位：千円)

繰入金の増額	218
諸収入の増額	41,942

4. 主な補正内容

(単位：千円)

人件費の増額	218
基金積立金	38,379
・財政調整基金積立金	38,379
償還金の増額	3,563

議案第33号

平成27年度 後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)概要

1. 補正予算について

実績による決算見込みに基づき減額補正した。

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	735,147
補正額	11,317
累計予算額	723,830

3. 財源内容

(単位：千円)

一般会計繰入金の減額	9,458
県後期高齢者医療広域連合人件費負担金の減額	1,859

4. 補正内容

(単位：千円)

総務費(新潟県人事委員会勧告に伴う増額)	234
後期高齢者医療広域連合納付金(保険基盤安定負担金の減額)	11,551

議案第34号

《平成27年度 佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）概要》

1. 補正予算について

- ・実績見込に基づく補正
介護保険料及び国庫支出金等の補正を計上
保険給付費の補正を計上
- ・新潟県人事委員会勧告に伴う人件費の補正

2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	8,806,910
補正額	166,765
累計予算額	8,640,145

3. 財源内訳

（単位：千円）

介護保険料	26,334
国庫支出金	64,016
支払基金交付金	113,464
県支出金	7,502
繰入金	23,124

4. 補正内容

（単位：千円）

人件費等総務費の減額	11,218
保険給付費の減額	142,647
地域支援事業費の減額	1,660
介護給付費準備基金積立金の減額	11,740
第1号被保険者保険料還付金	500

議案第35号

《平成27年度 佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第2号）概要》

1. 補正予算について

- ・負担金の減額補正を計上
- ・国庫補助金の減額補正を計上
- ・繰入金の減額補正を計上
- ・諸収入の減額補正を計上
- ・市債の減額補正を計上
- ・職員の退職に伴う人件費の減額補正を計上
- ・一般管理費の減額補正を計上
- ・建設改良費の減額補正を計上

2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	1,464,945
補正額	185,477
累計予算額	1,279,468

3. 主な財源内訳

（単位：千円）

負担金	498
国庫補助金	72,456
一般会計繰入金	52,481
諸収入	1,742
市債	58,300

4. 主な事業

（単位：千円）

人件費・一般管理費	補正額： 3,566
一般管理費	補正額： 6,992
簡易水道経営変更認可業務委託料	6,992 千円
建設改良事業	補正額： 174,919
統合簡易水道事業（西三川・真野南部地区）	158,173 千円
基幹改良事業（静山笹川地区）	1,504 千円
簡易水道統合整備事業（両津地区）	3,122 千円
簡易水道建設改良事業（市単独）	12,120 千円

議案第36号

《平成27年度 佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）概要》

1. 補正予算について

- ・新潟県人事委員会勧告に伴う人件費を計上
- ・受益者分担金負担金前納報奨金の増額補正を計上
- ・下水道建設費の減額補正を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	3,367,307
補正額	26,774
累計予算額	3,340,533

3. 主な財源内訳

(単位：千円)

一般会計繰入金	13,284
諸収入（下水道補償料）	13,490

4. 主な補正内容

(単位：千円)

人件費・下水道総務費	378
受益者分担金負担金前納報奨金の増額	529
人件費・下水道建設事業	269
測量設計委託料（佐和田等）の減額	6,960
汚水管渠工事（金井等）の減額	16,760
雨水管渠工事（真野等）の増額	3,480
水道管等補償費（両津等）の減額	7,710

議案第37号

《平成27年度 佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）概要》

1. 補正予算について

- ・実績確定見込に伴う補正
介護報酬及び自己負担金の減額
一般管理費及び介護サービス費の減額を計上
- ・新潟県人事委員会勧告に伴う人件費の増額

2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	469,184
補正額	7,680
累計予算額	461,504

3. 主な財源内訳

（単位：千円）

施設介護サービス費	2,483
施設利用者自己負担金収入	4,197
一般会計繰入金	1,000

4. 主な補正内容

（単位：千円）

新潟県人事委員会勧告に伴う人件費の増額	1,920
一般管理費の減額	6,800
介護サービス費の減額	2,800

議案第38号

《平成27年度 佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第3号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 人員不足に伴う稼働率減少によるサービス収入の減額
- ・ サービス収入減等による一般会計繰入金の増額
- ・ 臨時職員未雇用に伴う人件費の減額
- ・ 一般管理費（需用費・負担金等）の減額
- ・ 利用者数減員による介護サービス費の減額

2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	608,602
補正額	25,564
累計予算額	583,038

3. 主な財源内訳

（単位：千円）

サービス収入	43,162
個人負担金収入	16,369
一般会計繰入金	33,967

4. 主な補正内容

（単位：千円）

一般管理費(人件費・負担金)の減額	25,398
一般管理費(県人勧)の増額	1,784
介護サービス費の減額	1,950

議案第 39 ~ 41 号

《平成 27 年度 佐渡市各財産区特別会計補正予算（第 1 号）概要》

1. 補正予算について

（研）森林総合研究所森林整備センター造林事業受託事業費の減額

水源林造成事業の予算が縮減された影響で、当初見込んでいた間伐施業及び作業道整備の造林事業費を減額するもの

2. 予算規模及び主な財源内訳

（単位：千円）

二宮財産区

補正前の額	20,323
補正額	20,000
累計予算額	323

・主な財源内訳

諸収入（受託事業収入）	20,000
-------------	--------

新畑野財産区

補正前の額	5,825
補正額	3,000
累計予算額	2,825

・主な財源内訳

諸収入（受託事業収入）	3,000
-------------	-------

真野財産区

補正前の額	5,181
補正額	5,000
累計予算額	181

・主な財源内訳

諸収入（受託事業収入）	5,000
-------------	-------

議案第 4 2 号

《平成 27 年度 佐渡市病院事業会計補正予算（第 2 号） 概要》

【平成 27 年度補正予算（第 2 号）（病院事業全体）】

予算上の収支は、105,451 千円の赤字予算

患者数予想の修正による補正

一般会計繰入金の清算的調整による補正

新潟県人事委員会勧告に伴う人件費の補正

収益的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正 2 号	補正後
収入	2,310,134	55,150	2,254,984
支出	2,440,692	80,257	2,360,435
収支	130,558	25,107	105,451

	両津病院			相川病院		
	既決予定額	補正 2 号	補正後	既決予定額	補正 2 号	補正後
収入	1,701,717	26,239	1,727,956	608,417	81,389	527,028
支出	1,762,622	7,485	1,770,107	678,070	87,742	590,328
収支	60,905	18,754	42,151	69,653	6,353	63,300

【平成 27 年度補正予算（第 2 号）（両津病院）】

予算上の収支は、42,151 千円の赤字予算

病床利用率に関しては、12 月までの実績を考慮し病床利用率 60 床 88.0% で算出。

高額薬品の使用により、外来収益および薬品費の増。

一般会計繰入金の清算的補正減 4,711 千円減

随時採用補充できず予備費看護師 6 名分、薬剤師 1 名分を減とした。

新潟県人事委員会勧告に伴う人件費の増額補正。

【平成 27 年度補正予算（第 2 号）（相川病院）】

予算上の収支は、63,300 千円の赤字予算

病床利用率に関しては、12 月までの実績を考慮病床利用率 88.1% で算出
院外調剤の実施により、外来収益および薬品費の減。

一般会計繰入金の清算的補正減 1,992 千円減

随時採用補充できず予備費看護師 2 名分、薬剤師 1 名分を減とした。

新潟県人事委員会勧告に伴う人件費の増額補正。

議案第43号

《平成27年度 佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）概要》

1. 補正予算について

収益的収入	・水道事業収益の増額	資本的収入	・企業債の減額
収益的支出	・水道事業費用の増額		・国庫補助金の減額
			・工事負担金の減額
			・出資金の減額
		資本的支出	・建設改良費の減額

2. 予算規模

収益的収支 (単位：千円)

・収入	補正前の額	1,666,357	・支出	補正前の額	1,688,936
	補正額	71,697		補正額	10,803
	累計予算額	1,738,054		累計予算額	1,699,739

資本的収支 (単位：千円)

・収入	補正前の額	711,179	・支出	補正前の額	1,304,938
	補正額	148,385		補正額	162,873
	累計予算額	562,794		累計予算額	1,142,065

3. 主な財源内訳（資本的収支）

(単位：千円)

・補てん財源（損益勘定留保資金）充当	14,488
--------------------	--------

4. 主な補正内容

【収益的収入】 (単位：千円)

・特別利益	簡易水道施設整備基金の増額	71,697
-------	---------------	--------

【収益的支出】

・営業費用	原水及び浄水費：県人勧に伴う人件費の増額	171
	配水及び給水費：県人勧に伴う人件費の増額	180
	総係費：県人勧に伴う人件費の増額	452
・営業外費用	消費税及び地方消費税納税の増額	10,000

【資本的収入】

・企業債	国庫補助事業減額配分による起債借入の減額	21,100
・国庫補助金	国庫補助事業減額配分による事業費減に伴う減額	88,123
・工事負担金	関連事業の取止め等による減額	18,062
・出資金	他会計出資金に係る一般会計繰入金の減額	21,100

【資本的支出】

・施設改良費	設計業務委託料の増額	9,016
	老朽管更新工事費の減額	146,189
	緊急時用連絡管工事費の減額	11,541
	配水管等敷設替工事費の減額	9,508
	消火栓工事費の減額	4,802
	建設改良費：県人勧に伴う人件費の増額	151

議案第45号

《平成28年度佐渡市国民健康保険特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

平成28年4月から予定されている制度改定等を踏まえ、現状の被保険者・保険給付動向等を加味し編成した。

2. 予算規模

予算総額 7,799,000千円（対前年比 249,000千円 3.1%減）

3. 主な歳入歳出の内容

< 歳 入 >

（単位：千円）

項 目	平成28年度 当初予算額	平成27年度 当初予算額	差引増減	増減事由
国民健康保険税	1,372,284	1,509,557	137,273	保険給付費の減、繰入金の増による減。
国庫支出金	1,413,738	1,592,786	179,048	保険給付費の減による減。
療養給付費交付金	223,873	326,261	102,388	退職被保険者保険給付費の減による減。
県支出金	341,989	338,961	3,028	共同事業負担金の増による増。
前期高齢者交付金	2,168,924	2,160,114	8,810	当年度概算交付額の増加と前々年度精算額の減に伴う増加
共同事業交付金	1,683,605	1,665,456	18,149	新潟県国保連合会からの見込額計上
繰 入 金	557,897	419,052	138,845	保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金の増。
その他の歳入	36,690	35,813	877	
合 計	7,799,000	8,048,000	249,000	

< 歳 出 >

（単位：千円）

項 目	平成28年度 当初予算額	平成27年度 当初予算額	差引増減	増減事由
総 務 費	81,307	80,745	562	
保険給付費	4,695,496	4,978,151	282,655	保険給付費の見込みの減
後期高齢者支援金等	878,524	871,125	7,399	支払基金からの係数等による見込額計上
前期高齢者納付金等	482	436	46	支払基金からの係数等による見込額計上
介護納付金	312,335	339,004	26,669	支払基金からの係数等による見込額計上
共同事業拠出金	1,683,605	1,629,014	54,591	新潟県国保連合会からの見込額計上
老人保健拠出金	43	43	0	支払基金からの係数等による見込額計上
保健事業費	73,070	73,452	382	
その他の歳出	6,628	6,584	44	
予 備 費	67,510	69,446	1,936	
合 計	7,799,000	8,048,000	249,000	

議案第46号

(平成28年度 佐渡市後期高齢者医療特別会計当初予算概要)

1. 当初予算について

新潟県後期高齢者医療広域連合の算定に基づく保険料及び納付金等に、保険料徴収・保険給付に係る人件費及び事務費等並びに保健事業費を計上して編成した。

2. 予算規模

予算総額 681,200千円 (対前年比 40,700千円 5.6%減)

3. 主な歳入歳出の内容

< 歳入 >

(単位:千円)

項目名	平成28年度 当初予算額	平成27年度 当初予算額	差引増減	増減事由
後期高齢者医療保険料	409,823	440,493	30,670	賦課見込額の減
使用料及び手数料	51	51	0	
繰入金	261,699	272,952	11,253	保険基盤安定負担金の減 人件費(派遣職員以外3人分)の増 事務費の増
繰越金	1	1	0	
諸収入	9,626	8,403	1,223	特別対策補助金(人間ドック)の増 過年度保険料還付金等の増 派遣職員住宅貸付料の増 広域連合人件費負担金の減
合計	681,200	721,900	40,700	

< 歳出 >

(単位:千円)

項目名	平成28年度 当初予算額	平成27年度 当初予算額	差引増減	増減事由
総務費	38,054	36,418	1,636	人件費の減 事務費の増 人間ドック委託経費の増
後期高齢者医療広域連合納付金	641,945	684,881	42,936	賦課見込額の減 滞納繰越保険料の減 保険基盤安定金の減
諸支出金	1,201	601	600	保険料の減額更正による還付金及び加算金の増
合計	681,200	721,900	40,700	

4. 平成28年度及び29年度保険料率について(案)

・均等割額 35,300円(現行と同じ)

・所得割率 7.15%(現行と同じ)

【軽減措置後】 1人当たり保険料額 41,556円(新潟県) 29,572円(佐渡市)

5. 制度改正

・保険料均等割の軽減措置について、5割軽減、2割軽減の対象となる軽減判定所得の基準額を引き上げ、軽減対象者を拡大する。

軽減拡充による佐渡市への影響 < 5割軽減 > 31人増 < 2割軽減 > 20人増

議案第47号

《平成28年度佐渡市介護保険特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

第6期介護保険事業計画に基づき制度運営を進めるため、被保険者・保険給付動向等を加味し予算編成した。

2. 予算規模

予算総額 8,310,400千円（対前年比 291,000千円 3.5%減）

3. 主な歳入歳出の内容

<歳入>

(単位：千円)

項 目	平成28年度 当初予算額	平成27年度 当初予算額	差引増減	備 考
介護保険料	1,465,437	1,463,853	1,584	第6期介護保険事業計画(H27～H29)の介護保険料(標準月額:5,800円)
国庫支出金	2,200,513	2,324,387	123,874	介護給付費及び地域支援事業負担金
支払基金交付金	2,226,870	2,304,607	77,737	介護給付費及び地域支援事業交付金(2号被保険者負担分)
県支出金	1,196,104	1,234,004	37,900	介護給付費及び地域支援事業負担金
繰入金	1,208,262	1,261,371	53,109	介護給付費、地域支援事、低所得者の保険料軽減負担金及び事務費繰入金
その他の歳入	13,214	13,178	36	
合 計	8,310,400	8,601,400	291,000	

<歳出>

(単位：千円)

項 目	平成28年度 当初予算額	平成27年度 当初予算額	差引増減	備 考
総務費	177,401	202,733	25,332	人件費、一般管理費及び介護認定事務費等
保険給付費	7,881,782	8,164,707	282,925	居宅サービス、施設サービス費、地域密着型サービス費等
地域支援事業費	244,064	227,317	16,747	介護予防事業及び包括的支援事業
基金積立金	40	20	20	
公債費	1	1	0	
諸支出金	4,112	3,622	490	
予備費	3,000	3,000	0	
合 計	8,310,400	8,601,400	291,000	

議案第48号

《平成28年度 佐渡市下水道特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

平成28年度下水道特別会計は、下水道建設事業の縮減による下水道債借入の抑制により残債の減少を図り、会計健全化をめざし予算編成したものです。

2. 予算規模

(単位：千円)

当初予算額	3,305,800
前年度当初予算額	3,352,100
予算額増減	46,300
対前年比	1.4%

3. 財源および歳出内訳

財源

歳出

(単位：千円)

負担金・分担金・・・	127,689	下水道総務費・・・	125,655
使用料等・・・	617,940	下水道管理費・・・	569,934
国庫支出金・・・	400,000	下水道建設費・・・	963,795
県支出金・・・	4,524	農集管理費・・・	6,080
繰入金・・・	1,678,195	漁集管理費・・・	50,186
市債・・・	410,600	公債費・・・	1,589,149
その他財源・・・	66,852	一般会計繰出金・・・	1
		予備費・・・	1,000

4. 主な事業

(単位：千円)

下水道特別会計【上下水道課】予算額 : 3,305,800千円

(事業内容)

当初予算の事業内容は下記のとおりです。

下水道総務費		
人件費		64,754千円
事務費等(報奨費、需用費、委託料、公課費等)		60,901千円
下水道管理費		
浄化センター維持管理費		569,934千円
下水道建設費		
人件費		47,242千円
建設事業費	測量試験費	65,850千円
	本工事費 汚水	737,000千円
	雨水	71,000千円
	補償費等その他	42,703千円
農業集落排水管理費		6,080千円
漁業集落排水管理費		50,186千円
公債費		
公債費償還元金		1,138,030千円
公債費償還利子		450,619千円
一次借入金利子		500千円
繰出金		
一般会計繰出金		1千円
予備費		
予備費		1,000千円

議案第49号

《平成28年度歌代の里特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

介護老人福祉施設事業の適確な運営のため、利用者の動向等を加味し、所用額を計上した。

2. 予算規模

予算総額 485,000千円 (対前年比 8,100千円 1.7%増)

3. 主な歳入歳出の内容

歳入

(単位：千円)

項目	平成28年度 当初予算額	平成27年度 当初予算額	差引増減	備考
サービス収入	435,775	445,764	9,989	介護報酬改定等による減
使用料及び手数料	179	183	4	
県支出金	7	3	4	
財産収入	3	3	0	
寄附金	1	1	0	
繰入金	45,051	27,316	17,735	特別入浴槽取替工事に係る一般会計繰入金及び基金繰入金の増額
繰越金	3,000	3,000	0	
諸収入	984	630	354	
合計	485,000	476,900	8,100	

歳出

(単位：千円)

項目	平成28年度 当初予算額	平成27年度 当初予算額	差引増減	備考
特別養護老人ホーム費	483,999	475,900	8,099	特別入浴槽取替工事による増額
諸支出金	1	0	1	
予備費	1,000	1,000	0	
合計	485,000	476,900	8,100	

議案第50号

《平成28年度佐渡市すこやか両津特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

介護老人保健施設事業の適確な運営のため、利用者の動向等を加味し、所要額を計上した。

2. 予算規模

予算総額 585,100千円（対前年比 14,800千円 2.5%減）

3. 主な歳入歳出の内容

<歳入>

(単位：千円)

項目	平成28年度 当初予算額	平成27年度 当初予算額	差引増減	備考
サービス収入	428,502	451,130	22,628	介護報酬改定等による減。
使用料及び手数料	172	172	0	
県支出金	18	0	18	
寄付金	1	1	0	
繰入金	151,212	143,171	8,041	
繰越金	4,000	4,000	0	
諸収入	1,195	1,426	231	
合計	585,100	599,900	14,800	

<歳出>

(単位：千円)

項目	平成28年度 当初予算額	平成27年度 当初予算額	差引増減	備考
介護老人保健施設費	501,002	513,110	12,108	人件費、一般管理費及び介護サービス費等
公債費	83,697	86,390	2,693	公債費元金 60,192千円 公債費利子 23,505千円
諸支出金	1	0	1	
予備費	400	400	0	
合計	585,100	599,900	14,800	

議案第 5 1 ~ 5 4 号

《平成 28 年度 佐渡市各財産区特別会計当初予算概要》

1. 予算について

- ・財産区管理会運営費を計上
- ・分収造林事業費を計上（五十里財産区を除く。）

2. 予算規模及び主な事業

（単位：千円）

五十里財産区 195

- ・主な財源内訳

財産収入（主なもの：財産貸付収入 185） 192

- ・主な事業

財産区管理会の運営 184

（事業内容）

財産区管理会を年間約 3 回開催し、山林整備等について協議を行う。

二宮財産区 11,679

- ・主な財源内訳

財産収入（主なもの：財産貸付収入 170） 176

諸収入（主なもの：受託事業収入 11,500） 11,501

- ・主な事業

分収造林事業 1,500

作業道整備 10,000

（事業内容）

（独）森林総合研究所森林農地整備センターとの分収造林契約地の森林整備を受託

新畑野財産区 3,102

- ・主な財源内訳

財産収入（主なもの：物品売払収入 200） 293

諸収入（主なもの：受託事業収入 2,000） 2,001

- ・主な事業

分収造林事業 2,000

（事業内容）

（独）森林総合研究所森林農地整備センターとの分収造林契約地の森林整備を受託

真野財産区 2,030

- ・主な財源内訳

財産収入（主なもの：財産貸付収入 176） 179

諸収入（主なもの：受託事業収入 1,500） 1,501

- ・主な事業

分収造林事業 1,500

（事業内容）

（独）森林総合研究所森林農地整備センターとの分収造林契約地の森林整備を受託

議案第 5 5 号

《平成 28 年度 佐渡市病院事業会計当初予算 概要》

【平成 28 年度予算額（病院事業全体）】

予算上の収支は、1 8 2 , 1 1 2 千円の赤字予算

項 目	H 2 7 当初	H 2 8 当初	比較増減 (対H 2 7)
収益 計	2,310,134 千円	2,153,028 千円	157,106 千円
費用 計	2,437,869 千円	2,335,140 千円	102,729 千円
損 益	127,735 千円	182,112 千円	54,377 千円

両津病院

【編成方針】

医療スタッフの確保

退職者の人員確保のため、引き続き医療スタッフの確保を行いたい。

【予算概要】

予算上の収支は、94,137 千円の赤字予算

収入の基本である病床利用率に関しては、99床のうち3階病棟39床休床により、60床91.0%で算出。

看護師の離職防止のため、県看護協会の協力を得ながらワークライフバランス事業に取り組む。

人員確保のため随時募集採用分として薬剤師1名、看護師6名分を計上
公立病院特例債の終了により特別利益が減少している。

項 目	H 2 7 当初	H 2 8 当初	比較増減 (対H 2 7)
収益 計	1,701,717 千円	1,663,933 千円	37,784 千円
費用 計	1,758,499 千円	1,758,070 千円	429 千円
損 益	56,782 千円	94,137 千円	37,355 千円

相川病院

【編成方針】

常勤医師2名の厳しい診療体制と患者数の減による、収益の減少を見込まざるを得ない。収支の改善を図るため、人件費の抑制、経費の削減に努める。

【予算概要】

予算上の収支は、87,975千円の赤字予算。

病床利用率に関しては、実績等を考慮し91.0%で算出。

院外調剤の実施により、外来収益および薬品費が減少しています。

人員確保のため随時募集採用分として診療放射線技師1名、薬剤師1名、看護師1名分を計上。

項目	H 2 7 当初	H 2 8 当初	比較増減 (対H 2 7)
収益 計	608,417 千円	489,095 千円	119,322 千円
費用 計	679,370 千円	577,070 千円	102,300 千円
損 益	70,953 千円	87,975 千円	17,022 千円

《平成28年度 佐渡市水道事業会計 当初予算概要》

1. 当初予算について

- ・本年度より、簡易水道を含め佐渡市全体を一つの水道事業会計で経営する。
- ・収益的収支では、高料金対策として一般会計補助金を繰り入れ、資本的収支では、国庫補助及び合併特例債の活用により、水道事業債の借り入れを抑制し、水道事業会計の健全経営を目指す。
- ・主な建設改良事業としては、老朽管更新事業、緊急時用連絡管事業及び配水管敷設替事業、施設更新事業を実施し、有収率向上と安心安全な水道水を安定供給することで持続可能な地域を創生する。

2. 予算規模

(単位：千円)

(1) 収益的支出		(2) 資本的支出	
当初予算額	2,739,254	当初予算額	2,684,528
前年度当初予算額	1,690,203	前年度当初予算額	1,255,252
予算額増減	1,049,051	予算額増減	1,429,276

3. 財源及び支出内訳

(単位：千円)

(1) 収益的収入及び支出		(2) 資本的収入及び支出	
・水道事業収益	2,462,877	・資本的収入	2,018,300
営業収益	1,518,875	企業債	598,100
営業外収益	944,000	国庫補助金	721,716
特別利益	2	工事負担金	114,300
・水道事業費用	2,739,254	出資金	584,184
営業費用	2,431,217	・資本的支出	2,684,528
営業外費用	306,061	建設改良費	1,971,084
特別損失	1,376	企業債償還金	713,444
予備費	600		

4. 主な事業

(単位：千円)

○老朽管更新事業（両津、相川、金井地区） 予算額：692,761

老朽化した塩ビ管の破損による漏水事故、鋳鉄管の錆による濁りが発生しており、住民サービスの低下を招いている状況であるため、これら老朽管を更新し、安心安全な水道水を安定供給する。

○緊急時用連絡管事業（両津地区） 予算額：166,147

平成26年度から29年度までの計画で、両津地区吉井浄水場と歌代浄水場の間に相互連絡管を整備し、災害等緊急時における水道水の供給体制を確保する。

○配水管等敷設(替)事業（全地区） 予算額：231,800

他工事（国道、県道、市道、下水道など）に伴う配水管等の敷設替えを行う。

○施設増改良事業（全地区） 予算額：770,431

沿岸地区の施設を含め、安心、安全、持続可能な地域創生を念頭に施設を見直し更新する。